

令和3年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和3年9月10日
2. 招集の場所 可児市役所5階全員協議会室
3. 開 会 令和3年9月10日 午前8時57分 委員長宣告
4. 審査事項
 1. 付託案件
 - 議案第56号 可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第57号 可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第58号 可児市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 2. 請願・陳情
 - 請願第3号 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める請願
 - 陳情第3号 粘土瓦採用と耐震・耐風改修工事に関する陳情書
 3. 出資法人の経営状況説明書について
 - (1) 公益財団法人可児市体育連盟
 - (2) 公益財団法人可児市文化芸術振興財団
 4. 報告事項
 - (1) 可児市運動公園（坂戸）再整備について
 - (2) 可児市都市公園条例の一部を改正する条例について
 - (3) 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - (4) 可児都市計画可児駅東土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について
 - (5) 大森奥山地内（櫛ヶ丘）開発事業について
 5. 協議事項
 - (1) 委員会活動年間スキームについて
 - (2) 議会報告会について
 6. その他

5. 出席委員（7名）

委員長	中村 悟	副委員長	奥村 新五
委員	酒井 正司	委員	川上 文浩
委員	山田 喜弘	委員	伊藤 壽
委員	渡辺 仁美		

6. 欠席委員 (1名)

委員 田原理香

7. その他出席した者

議員 野呂和久

8. 参考人

公益財団法人可児市体育連盟 事務局長 杉山徳明

公益財団法人可児市文化芸術振興財団 事務局長 遠藤文彦

9. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	日比野慎治	建設部長	安藤重則
文化スポーツ部長	三好誠司	環境課長	各務則行
土木課長	西山浩幸	文化スポーツ課長	杉下隆紀
建築指導課長	須田和博	都市整備課長	日比野聡

10. 職務のため出席した者の職氏名

議会総務課長	下園芳明	議会事務局書記	林桂太郎
議会事務局書記	今枝明日香		

○委員長（中村 悟君） おはようございます。ちょっと時間早いですが、ただいまから建設市民委員会を開会したいと思います。

また、先期に続いて委員長をやらせていただきます。また皆様方の御指導をいただきながらやりたいと思いますのでよろしくお願いします。

なお、執行部の出席につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、必要最小限にとどめ、随時入替えをしていきますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いいたします。

それでは早速ですが、付託議案、議案第56号 可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○環境課長（各務則行君） 議案第56号 可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案資料1の17ページを御覧ください。

条例第8条におきましては、廃棄物の種類ごとに処理手数料を定めておりますけれども、議案書の改正後の太枠の欄にありますとおり、新たに特定ごみを追加いたしまして、当該処理に係る手数料を定めるものでございます。

詳細について、委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

委員会資料の資料1を御覧ください。

ささゆりクリーンパークで処理できない一般廃棄物の一部を管内市町村において共同で処理する運用を令和2年度から開始しておりますが、令和4年度から正式に開始するに当たりまして条例の一部を改正し、処理に係る費用負担の適正化を図るものでございます。

次のページのフロー図、A4の横でございますが、それで処理の流れを御説明させていただきます。

3つに分かれておりまして、上から令和元年度まで、真ん中が令和2年度から、一番下が令和4年度から、それぞれ処理の流れとなっております。

また、この図の中で処理困難物という表現になっておりますのは、ささゆりクリーンパークで処理できない一般廃棄物のことを指すものでございます。この処理困難物につきましては、市内のごみ集積場に出すことができないものでございます。一番上の令和元年度までの流れの下の段のように、市民の皆さんには取扱店や購入先、収集運搬許可業者に依頼いただくなどの方法で適正に処理をいただいております。

なお、一番上の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの流れにつきましては、皆様御存じのとおり、ごみ集積場へ出していただくものでございますけれども、中には処理困難物が混入している場合もございます、その場合は市がささゆりクリーンパークから引き取って収集運搬

許可業者経由で適正に処理をしております。

ちなみにこの流れにつきましては、その下の令和2年度から、令和4年度からの欄においても変わっておりません。変わっておりますのは、それぞれ下段の処理困難物のところとなります。

真ん中の令和2年度からの欄で、その下段を御覧いただきたいと思いますが、処理困難物の一部で他の廃棄物処理施設において適正に処理できるものが増えてきていることを踏まえまして、管内市町村において粗大ごみ相当として共同処理の運用を開始いたしました。この運用を条例を改正して本格運用とするものが一番下の令和4年度からの流れとなりますけれども、御覧のとおり、現在の流れが特に変わるものではありません。

この流れが変わらない中で、変更点は2つございます。1つ目は、特定ごみという名称で条例に規定することでございます。2つ目は、収集運搬許可業者へ持ち込んでいただいた際に特定ごみ用のシールを購入していただくことでございます。

以上が時系列的に整理した処理の流れに関する御説明となります。

それでは、前のページの資料に戻らせていただきます。

改正内容につきまして、御覧のとおり3点に整理をしております。

1点目、廃棄物の種類に特定ごみを追加いたします。さきゆりクリーンパークで処理できない一般廃棄物の中で管内市町村にはない廃棄物処理施設において適正に処理できるものを特定ごみといたします。具体的な品目は規則に定めますが、例といたしましては資料にございますとおり、浴槽、耐火金庫、ボウリングの球、石膏ボード、スレート等々でございます。

2点目、処理手数料は1品目10キロまでごとにつき500円といたします。手数料の徴収方法は、市指定のシールの購入といたしまして、規則に定めます。

3点目、併せて他の処理手数料についても今回の改正に合わせたより適切な表現とするため、文言の整理を行います。

議案資料1の17ページも併せて御覧いただければと存じます。

粗大ごみは現行では「市の指定するシール1枚につき520円」としておりますけれども、「1個または1組につき520円」にいたします。また、瓦礫類は現行では「500キログラムにつき540円」としてありますが、「500キログラムまでごとにつき540円」にいたします。

なお、施行は令和4年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは、これより議案第56号に対する質疑を行います。

質問のある方。

○委員（酒井正司君） 確認に近いんですが、粗大ごみの取扱いというのは一切変わらないですね。この流れで見ても、一番上にありますカテゴリーで全然変わらないんですが、条文の文言だけがシールというのが外れるわけですが、ただ、支払い方法は、この間の説明では処理シールという文言をお使いになりましたが、あえてシールという言葉を外した根拠って何かあるんですかね。

○環境課長（各務則行君） おっしゃるとおりでございますが、現在、改正前につきましては粗大ごみのほうをシールという表現を使ってございますけれども、特定ごみについてもシールを使うわけでございますが、これをどういうふうに表示していこうかというところで、内部で協議したところもございますけれども、このシールにつきましては規則のほうでうたっていこうということにいたしまして、条例のほうでは重量に応じた、あるいは、粗大ごみですと、1個、または1組につきという表現のほうかふさわしいだろうというふうに整理したところでございます。以上でございます。

○委員（酒井正司君） 整理はいいんですが、シールによるという法的というか条例の根拠がなくなっちゃうというような気がするんですが、その辺はどうなんですか。

○委員長（中村 悟君） 環境課長でいいですか。

○環境課長（各務則行君） シールにつきましてはこの条例の運用の問題だと思いますので、規則に定めることで十分だと考えております。以上でございます。

○委員（酒井正司君） 実際は変わらないんですからね。ぜひ、運用面で混乱のないようにお願いをしておきます。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑や御質問ある方、ないですか。

○委員（山田喜弘君） 規則に定めるという話ですけど、規則はいつ頃できるんですか。

○環境課長（各務則行君） ただいま整理をしておりますが、今月中には整理をしたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（伊藤 壽君） 簡単なことですが、条例の改正後の中で粗大ごみの変更がありますが、市の指定しているシール1枚が1個または1組というふうに改正されておりますが、この1個または1組というのはどういうことになるのでしょうか、ちょっと説明をお願いします。

○環境課長（各務則行君） 粗大ごみにつきましては、集積場に出せるものとして、150センチ掛ける80センチ掛ける60センチ以内というふうに定めておるところでございますが、その1個の個体でそれになるものもございまして、同じ品目の中でそれを束ねる場合もございまして、そういったことも想定して1組というふうに表現を加えまして、このように整理をしたところでございます。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

〔挙手する者なし〕

すみません、それじゃあちょっと私のほうから、資料をつけていただいた、2枚目の資料の令和4年度からのところの収集運搬許可業者で米印がしてあって、特定ごみシールを購入と書いてあるところなんですが、これ一般質問かどこかのときにも出ましたが、予算決算委員会のときか、このシールって実際は、規則に書くんでしょうけど、どこで販売されるとか、どういうことになるんですかね。

○環境課長（各務則行君） シールにつきましては、実際には収集運搬許可業者のほうへ持ち込んでいただくというところがございまして、例えば、ほかの粗大ごみシールのようにス

ーパーとかコンビニで売っているという状態ではなくて、それぞれ収集運搬許可業者の施設のほうで備えているということになります。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） 持ち込んで業者の窓口でというか、受付のところで購入という形になるということですね。今、通常の大抵貼って出すものが、持って行ってそちらで貼る、購入して貼るということになるということだね。

○環境課長（各務則行君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、意見もないようですので質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

何か御発言のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので討論を終了いたします。

それでは、これより議案第56号 可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成ということでございます。したがって、議案第56号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第57号 可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○土木課長（西山浩幸君） 議案第57号 可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

委員会資料番号2番、議案書は18ページを御覧ください。

今回の条例改正は、上位法令であります道路法等の一部を改正する法律の改正により、条例の関係規定を改正するものです。

主な改正内容としましては、①のところにありますけれども、第32条で自動運転車の運行を補助する磁気マーカ一等をガードレールと同様に道路附属物として新たに規定します。

②としまして、第43条で歩行者利便増進道路について新たに規定します。歩行者利便増進道路といいますのは、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造を目的としまして、2メートル以上の有効幅員を確保した上で、その他の歩道部分をベンチなどの歩行者の利便増進施設や飲食スペースとして利用するための占用を可能とする道路です。全国的には左下の図にありますが、車が通行する車線を減らして空間を確保する例もあります。可児市において自動運行補助施設、歩行者利便増進道路とも現時点では計画はありませんが、上位法令の改正

に伴い、県条例との整合を取って改正するものです。以上です。

○委員長（中村 悟君） それでは、議案第57号に対する質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

○委員（山田喜弘君） 取りあえず上位法令の公布日と施行日を教えてもらえますか。

○土木課長（西山浩幸君） 施行日につきましては、令和2年11月25日の施行になります。以上です。

○委員（山田喜弘君） 公布の日は令和2年5月27日でよかったですか。

○土木課長（西山浩幸君） すみません、今手元に資料を持ち合わせておりませんので確認します。

○委員長（中村 悟君） 後から返答でよろしいですか。

○委員（山田喜弘君） いいですか。これ官報に載せてるのが令和2年5月27日で令和2年法律第31号って、令和2年5月27日じゃないですか。

〔「休憩を取るなら取って」の声あり〕

○委員長（中村 悟君） 課長、すぐに出ますか。調べて出るなら時間を取ります。

○委員（川上文浩君） 委員長、休憩動議で休憩を、暫時休憩を取ってください。

○委員長（中村 悟君） はい、今休憩の動議が出ましたが、休憩ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、暫時休憩を取ります。

休憩 午前9時16分

再開 午前9時16分

○委員長（中村 悟君） 再開をいたします。

○土木課長（西山浩幸君） 法案の成立が令和2年5月20日で、公布の日が令和2年5月27日となっております。それぞれ法律の中の施行する項目が日にちが変わっておりまして、今回の自動運転を補助する施設の道路空間への整備ということで、そのものについては令和2年11月25日から施行になっております。以上です。

○委員（山田喜弘君） そうすると、歩行者利便増進道路の規定も令和2年11月25日の施行でいいですか。

○土木課長（西山浩幸君） 歩行者の利便性増進道路につきましても11月25日の施行となっております。以上です。

○委員（山田喜弘君） それで、歩行者利便増進道路を指定できる道路というのが誰の管理者の指定道路で規定できるんですか。

○土木課長（西山浩幸君） これは道路管理者が指定するものでして、例えば国・県ですと、市と協議をして公安委員会の意見を聞いて定める、指定するということになっております。

市道の場合につきましては、市が公安委員会と警察と協議をしまして、市が指定するところとあります。以上です。

○委員（山田喜弘君） 市道として区域を指定できるということでしょうか。

○土木課長（西山浩幸君） そのとおりです。

○委員（山田喜弘君） 一応、今計画がないということですが、もし将来的にというのは市道でどこか想定というのはありますか。

○土木課長（西山浩幸君） 市道可児駅前線ですと歩道の幅が5メートルありまして、有効幅員としてもこの規格には入ってきますので可能性があるとしたら市道可児駅前線かなというふうには考えておりますが、今のところ具体的な案は持っておりません。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（川上文浩君） この条例の一部改正については、前に遡って規制が入ることはないんですけども、新設または改修する場合にこれは適用してやりなさいよということなんですよ。そうした場合に、改修ってどの程度の改修で、この市道の改修で適用されていく。今市道可児駅前線って話が出ましたけど、どの程度の改修でこれが適用されていくのかということとは分かりますか。

○土木課長（西山浩幸君） 改修ということは、道路を広げるとかそういうところですかね。

それにつきましては、現行の歩道で有効幅員が2メートル以上あればやることは可能ですよということで法律が改正されましたので、それに伴って、条例も2メートル以上の有効幅員を確保できれば違う使い方も検討する余地があるということになりまして、今すぐに、道路幅員を狭めて歩道を広げるといようなことについては考えておりませんので、これからのために条例を作っておくということになります。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑のある方は。

○委員（伊藤 壽君） 議案書の20ページですが、第43条の第1項で、歩行者の滞留の用に供する部分とありますけど、これの説明をお願いしたいと思います。

○土木課長（西山浩幸君） 第43条のところの自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路には歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとするところについてですけども、これにつきましては、バス停とかを造った場合にそこにバス待ちの人がたまるというところのスペースを確保して有効幅員を取りなさいよというところの部分になっております。以上です。

○委員長（中村 悟君） 伊藤委員、よろしいですか。

○委員（伊藤 壽君） 同じ条文で、第2項の最後のほうですが、その他の歩行者の利便の増進に資する工作物、それから物件または施設を設けるものとありますが、その他これ以外に、該当するのはベンチのほかにどういったものが考えられますか。

○土木課長（西山浩幸君） その他の部分につきましては、案内標識、例えば町の名所を案内する標識とか、駐輪スタンドなどが考えられております。以上です。

○委員長（中村 悟君） よろしいですか。

ほかにはいいかな、よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようでございますので質疑を終了いたします。

これより議案第57号 可児市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成でございました。したがって、議案第57号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長（中村 悟君） 続きまして、議案第58号 可児市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

○土木課長（西山浩幸君） 議案第58号 可児市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部改正について御説明します。

委員会資料番号3で、議案書は22ページを御覧ください。

上位法令であります高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法とありますが、その一部を改正する法律の改正に伴い、旅客特定車両停留施設においてもバリアフリーにすることが義務づけられました。

旅客特定車両停留施設といたしますのは、道路に設置するバス、タクシー等を停留させるための施設です。その施設におけるスロープやエレベーター等のバリアフリー基準を国土交通省令を参酌して、市の条例で定めるということになっておりますので、条例を一部改正するものです。

主な改正内容としましては、第2条第2項で旅客特定車両停留施設の構造及び設備に関する災害時の適用除外を規定しております。

第4条から6条と、第42条から44条では、条例の対象を歩道または自転車歩行者車道から、自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路にも拡大します。

第30条から第44条では、2つ以上の旅客特定車両の旅客特定車両停留施設の構造について、通路の有効幅員やスロープの縦断勾配等を規定しています。

可児市において旅客特定車両停留施設の整備予定はありませんが、上位法令の改正に伴い、県条例との整合を取って改正するものです。以上です。

○委員長（中村 悟君） それでは、質疑のある方ございませんか。

○委員（酒井正司君） 確認なんです、具体化すればという前提ですが、旅客特定車両停留施設の説明で、これは道路運送法のあれだと思っんですけど、道路に設置するバス・タクシー等、「等」が入っているんですね。これの想定される範疇、例えば可児市でいいますとさつきバスとか、あるいは企業の送迎、学校の送迎等があると思っんですけど、こういうものとい

うのはこの「等」に含まれますか。

○土木課長（西山浩幸君） そちらのほうはバスの部分に含まれまして、その他、「等」のところにつきましては、貨物のトラックも対象になりますし、あとはフェリーなんかの船も旅客特定車両停留施設という中には入ってくるということになっております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（山田喜弘君） ちょっと改めて確認ですけど、市町村が作成する移動等円滑化基本構想というのは本市にはあるんですか。

○土木課長（西山浩幸君） 可児市のほうでは策定しておりますが、ちょっと土木課の所管ではないと思いますので、詳しいことについては分かりません。

○委員長（中村 悟君） 山田委員、よろしいですか。

○委員（山田喜弘君） いいです。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑のある方。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようでございますので、議案第58号 可児市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員ということでございます。したがって、議案第58号は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時29分

再開 午前9時31分

○委員長（中村 悟君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、議題の2ですね、請願・陳情について移らせていただきます。

まず、請願第3号 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める請願を議題といたします。

資料としましては、定例会配付資料の請願・陳情文書表を御覧いただくとよろしいかと思っております。

今回のこの請願につきましては、請願者の方は会議の場等には出席されない意向であるということでしたので、紹介者である野呂議員が発言を希望されております。そこで、可児市議会会議規則117条に基づき、紹介議員である野呂和久議員の委員外議員の発言についてをお諮りをいたします。委員外議員の野呂和久議員に本請願に関する発言を認めることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、紹介議員の発言を認めることに決定をいたしました。

続いて、紹介議員である野呂議員の説明を求めます。

すみません、ちょっと移動の時間を取るため暫時休憩を取ります。

休憩 午前 9 時33分

再開 午前 9 時33分

○委員長（中村 悟君） それでは、再開をいたします。

紹介議員である野呂議員の説明を求めます。

なお、紹介議員は委員に対して質疑することはできませんので御了承願います。

それでは、御説明よろしくお願ひいたします。

○委員外議員（野呂和久君） おはようございます。

説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。今回の請願者は出席を希望されな
いということでしたので、代わりまして紹介議員として説明をさせていただきます。

資料がお手元にありましたら見ていただきたいと思います。

まず、選択的夫婦別姓ということですが、その制度とは夫婦が望む場合には結婚後も夫婦
がそれぞれ結婚前の氏を称することを認めるという制度です。法務省では選択的夫婦別氏制
度というふうに呼んでおります。これは姓を氏というふうに呼んでいるためです。もちろん
選択的な制度ということですので、今までどおり夫婦が同じ姓を名のりたいということであ
れば、現状どおり名のることもできますし、別々の姓を名のりたいということを希望すれば
別々の姓を名のることができるという制度です。

遡ること1985年（昭和60年）に日本は女性差別撤廃条例を、これはすみません、締結とい
うふうに書いてありますが、正確には批准となります。締結をしたのは1980年に締結をしま
して、国会承認をいただいて批准したのが1985年ということでした。締結国になったわけ
ですが、女性差別の撤廃のための措置を取ることが求められたわけでした。2003年（平成15年）、
2009年（平成21年）、2016年（平成28年）の3回にわたって選択的夫婦別姓を求める勧告が
国連から出されまして、それを受けておりますが、現在に至ってこの条約のこうしたこと
について、まだ国内法が整備されていないという状況です。

国内に目を移しますと、法務省が1991年（平成3年）から法制審議会の民部会で、婚姻制
度等の見直しの審議が行われました。1996年（平成8年）法制審議会が審議を通して大臣に
対して答申をしております。提言の内容については、選択的夫婦別氏、これは法務省では氏
と言っておりますので、夫婦別氏制度を導入していきなさいというような答申がされて
おります。この答申を受けて、法務省は1996年（平成8年）と2010年（平成22年）2回にわた
ってそれぞれ改正案を準備はしましたが、国民各層に様々な意見があるということなども
ありまして、法案自体は国会に提出することはありませんでした。現在、法務省によります
と、夫婦同姓を法律で義務づけている国は世界を見渡しますと日本だけということだ
そうです。

この改正ということになります、どこを改正しなきゃいけないかということです。民法、そして戸籍法において、民法では750条に夫婦の氏ということで、夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称するとしておりまして、またそれに合わせまして戸籍法では婚姻をしようとする者は左の事項、というのは夫婦を称する氏ということですが、届出に記載をしてその旨を届けなさいということになっております。

以上のことから、選択的夫婦別姓の導入には民法と戸籍法の改正が必要ということで、最高裁におきましても制度の在り方は国会で論ぜられるべきというふうで判断を出されております。今回の意見書につきましても、今、国のほうは請願の内容にもありますけれども、2020年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、選択的夫婦別姓の文言が削除をされて、旧姓使用という、その扱いを拡大していくことで何とか処理していこうという今動きになっていますので、そうではなく、国会の場で選択的夫婦別姓制度についてしっかりと議論をしてほしいという今回意見書を出させていただいております。

なぜ選択的夫婦別姓を望むのかということで、資料を添付させていただいております。1つ目には、仕事面においてこれまでの名前で築いてきたキャリアがありますが、名前を結婚後に変えることで分断をしてしまいますけれども、それを分断することなく済むということがあります。特許などの出願の際に、改姓の後、名前が変わりますと旧姓のままで特許出願等を出しておりますが、名前が変わることによってその実績についても理解してもらえなかったという事例もあったそうです。あと、プライバシーの面につきましても、結婚、離婚、再婚といったことに、その際に周知されるプライバシーということもございしますが、その侵害が防げるとしてあります。また、人権面ではこれまで自分の生まれたときにもらった名前を生涯にわたって、男性の場合はほぼ自分の名前を一生使っていくわけですが、結婚という一つの機会に女性の場合名前が変わって違う姓を名のることになります。そうした場合、姓を変えたくないという方の人格権が守られるということです。

あと、DV、家庭内暴力の減少が期待できるというふうに記載がされております。これは実はDVの加害者の方のお話によると、これは調査があるそうですが、結婚したことで妻が改姓したときから自分の所有意識が生まれたというようなことがあったという証言があったそうです。そういう気持ちのところから、何という表現をしていいのかわかれますが、そういうところから女性に対する見方、妻に対する見方というものが変わり、家庭内暴力につながったというようなことも証言としてあります。

あと、手続コスト面では公的書類、金融機関の口座、またクレジットカード、これは特に時代の変遷によってこうしたカード等を使うことが多くなりましたけれども、こうしたことからこれの名前を変えなきゃいけないという手続がこれから増えていくので大変だというようなお話もあります。

すみません、ちょっと時間がなくなってきたので、説明を端折らせていただいて、そもそも日本の氏の制度ということで、一番最後のところに資料を添付させていただいておりますけれども、明治になってから夫と妻は同じ姓を名のりなさいということが民法で成立をして、

そこからスタートをしていると。当然江戸時代のときには武士については名字というか氏というのは許されておりましたが、農民とか町民は氏はもともとなかったということです。現行憲法では昭和22年の改正民法が成立して、現在に至っているということでございます。

最初のお話に戻りますけれども、そうした世界の国際法の観点から、また実際の日本の中でお困りの女性の方、また男性の方もいらっしゃるという事実もありますので、何とか国会のほうでしっかりともう一度議論を進めていただきたいという思いから、今回意見書を出させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（中村 悟君） それでは、紹介議員に対して何か御質問がある方はございませんか。

○委員（川上文浩君） それでは質問させてもらいます。

この件については様々な御意見があって、それぞれいろんな考えがあって、全体的にいうとやはり認めたほうがいいんじゃないかというような流れもあるような選択的夫婦別姓制度ですけれども、そういった中で、今現在でも企業に勤めている方はそのまま旧姓を使ったり、また希望すればパスポートやマイナンバーカードに旧姓を併記することもできるというようなこともあるんですけれども、そういった旧姓使用を拡大すれば、夫婦別姓制度は必要ないんじゃないかというような意見も一部にあると思うんですが、そういうことに対してはどのように考えておられますか。答えにくかったら結構ですけど。

○委員長（中村 悟君） 一応何かあれば。

○委員（川上文浩君） 旧姓使用の拡大ですね。変えたらどうかという意見もあるんですけども、それについて何か、いや、それはそれだけでも、やはり制度的にきちっと法整備したほうがいいということなのかなというふうに思いますが、すみません。変な質問しちゃったかな。

○委員長（中村 悟君） 何か特別あればですが、よろしいですか、どうでしょう。

○委員（川上文浩君） 分かりました。いや、そういうつもりではなくて、やはりそういった旧姓使用を拡大するという考え方があって、その方々もこの制度の法制化について別に反対しているわけではなくて、そういう方法が限定的にあるんですけれども、その拡大版というか、法制度にしなくてもということもひょっとしたらあるのかなというふうに思ったんでお聞きしただけで、いいです、結構です。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございました。

今、ほかの考えもあるんだがという御意見をいただいたということです。

ほかに何か御質問がありますか。

○委員（酒井正司君） 世の中の流れと世界の方向性というのは、今の日本とは逆の方向かなとは思いますが、ただ日本というのは、この氏というのは、恐らく1,500年前からあるんじゃないかと言われるような、非常に伝統的な制度であるということがまず1つ。

それから、この同姓、あるいは夫婦別姓という問題は非常に大きな問題だと思うのは、まずほかの関連法規を同時に改正しないと大きな弊害が出るという、いわゆる同時進行で大変

な作業が伴うということ。1つに、夫婦別姓になると、第1子は母方の姓になりますよね。そうすると非嫡出子になると、それで民法を改正しないと相続問題に、半分しかもらえないというような非常に大きな問題が関わってくるので、幅広い議論が必要かと思うので、その辺、請願の中に本当は少し盛り込んでほしかったなという勝手なことを思っております。何かコメントがあれば。

○委員外議員（野呂和久君） 法そのものを改正していくということなので、法制審議会でもその辺のことも多分、すみません、中身まではちょっと把握はしていないんですけれども、改正案というものはつくって、それを提出の手前までは行っているということなので、そこはきちっと審議をされて現行の制度、またほかの法律との整合性も含めた上で、法律案を作成されているのかなというふうに思いますので、また夫婦別姓制度になった場合の子供の名前は御主人の名前を名のるという、どちらかの名前を名のるということになるのかなというように、まだこれも当然法律が成立されていないので、方向でというようなことも検討されているというふうに聞いております。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（川上文浩君） 先ほどちょっと答えにくい質問をしてしまったんで、答えやすいという部分で、選択的夫婦別姓制度を導入すると家族がばらばらになるというような意見があるのに対して、大体のアンケートではもう8割近い方が「そうは思わない」「どちらかというところを思わない」というような回答をされています。これによって離婚数が増えるのかとか、そういう部分にはならないと僕も思うので、そういった点について影響があると思われませんか。家族がばらばらになるとか、そういった部分については、紹介議員は、いろいろ文献とかいろんな資料を読まれたと思いますが、影響があると思われませんか。

○委員外議員（野呂和久君） 請願者の方からいただいている資料の中では、夫婦が同姓だから家族は一体感があるというようなことについて、そうであるけれども、実際の夫婦の離婚の数ということで表をいただいているんですけれども、1970年代では9.3%の離婚率だったものが、2013年では35%の離婚率ということで、同姓だから家族が一体で仲よく生活を過ごしておられるということには、この数字を見てみるとそうでもないのかな、やっぱり結婚して家族が仲よくということは、名前だけではなく、ほかの要因もかなりたくさんあるので、これも1つ確かに要因としてはあるのかもしれませんが、夫婦が別姓になることで、それによって家族が一体感を失うということには、大きな要因ではないのかなというふうに思っております。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（伊藤 壽君） 今の川上委員の発言に関連してですが、Q&Aの8に、子供の氏ですね。法制審議会の答申では、どちらかの氏を名のるということになっているということですが、この辺りの、要は夫婦が別姓になって、子供はどちらかの姓を名のるということになると思いますが、そうした場合の影響というのはないというふうにお考えですか。

○委員外議員（野呂和久君） 影響があるかないかは、まだこの制度自体が日本ではできてい

ないので、大丈夫ですと100%は言い切れません。ただ、世界を見てみると、日本だけ、この制度に今入っていないくて、じゃあ世界が夫婦別姓にしたということによって、家族が崩壊したとか、制度上何か問題があったとか、社会的にこんな混乱が起こったというようなニュースはあまり聞いていないので、日本でも同じようにきちっと法律で整備をし、そして制度上ちゃんと運用していければ、日本でも大丈夫ではないかというふうに思っております。

○委員長（中村 悟君） ほかに御質問、質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようでございます。

紹介議員、野呂議員におかれましては、本当にありがとうございました。

御退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前9時53分

再開 午前9時54分

○委員長（中村 悟君） それでは、会議を再開いたします。

今の御説明、質疑を踏まえまして、請願に対していろいろ御意見があるかと思いますが、御意見をお伺いしたいなというふうに思います。

御意見のある方。

○委員（渡辺仁美君） 野呂議員から、国の法制化に向けてのいろんな流れについて細かく御説明いただきましたが、その中で1つ思いましたのは、この夫婦同姓制度が明治からずっと続いているものであることというのに思いをはせます。このことで女子差別、触れていらっしゃるかもしれませんが、やはりジェンダー平等には全く至らない、このように感じますのと、あと実際私の知人で、会社に30年勤務している方、会社の設立時からずっと勤務されて経理を担当された方がいらっしゃいます。途中でやはり姓が変わりまして、そのときの取引銀行への信用度とか、そういったところで大変な御苦勞をされたという手続上の問題も大変だったと、こんなふうに聞いております。当然通称は名のられております。

今、通称で旧姓を名のる女性は大変多いんですけれども、そういったことで、戸籍上ですとか世帯主で夫がついたりですとか、そういった問題がやはり大きいと思いますので、女性進出、進出というかも既に社会で男性と同様にお仕事をされている女性にとっては、選択的夫婦別姓、それも選択するわけですので、夫婦の絆ですとか家族の絆が崩れるような、そういった問題ではないと、このように思っています。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに御発言、意見のある方ございませんか。

ちょっと確認なんですけど、今、選択的夫婦別姓制度の請願なんですけど、意見書の内容というのは、積極的に議論を進めていただきたいという意味での意見書を出すという請願でございますので、言っている中身をよく理解していただいた上で、その請願の趣旨に沿った討論をしていただけるとありがたいなというふうに思います。

何かよろしいですか。ほかに意見、質問はよろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、討論を行います。

発言のある方ございませんか。

○委員（川上文浩君） 賛成の立場です。

○委員長（中村 悟君） 申し訳ないです。反対の立場での御意見のある方お見えですか。

[挙手する者なし]

ないですか。それでは賛成の方。

○委員（川上文浩君） それでは、この請願について賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど委員長がおっしゃったように、これは選択的夫婦別姓制度の法制化に向けて議論を深める意見書ということで、前向きな議論をとということで、内容的にはそうなっていますけれども、現在のこういった流れの中でいくと、各、あらゆるアンケートを僕も10種類ぐらい見たんですね、アンケートの結果を。やはりアンケート内容によっては若干数字の違いはありますけれども、大体6割から、少ないですと58%ぐらいありましたが、大体それを超える方々がやはり望まれている制度ではあろうというふうに思いますし、特に未婚の女性の方の支持率というか、賛成率が高いということがあります。

やはりそういったことを鑑みまして、この制度についてももう少し、先ほど渡辺委員からもあったように、明治からの制度で、昭和22年に民法としてこれが改正されて出されているわけですが、もうそろそろやはり国会でも真剣に議論する状況に来ているんじゃないかと、多くの国民がまずは議論を望んでいるということで、この請願については意見書採択という方向で私は討論とさせていただきたいと思います。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（山田喜弘君） 請願第3号 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める請願について、可児市議会公明党を代表し、賛成の立場から討論いたします。

言うまでもなく選択的夫婦別姓制度は、夫婦同姓か別姓を選べる制度です。法制審議会が選択的夫婦別姓の導入などの民法改正案を答申したのは25年前の1996年です。国連の女子差別撤廃委員会が日本政府に対し、民法の改正を再三にわたって勧告してきました。

この間、政府は旧姓の通称使用の拡大に取り組んできました。2001年3月、国の行政機関における職員の旧姓使用、2006年10月、国務大臣の任命などにおける旧姓を含む通称併記、2017年9月、国の行政機関における職員の旧姓使用の対象拡大、2018年9月、国務大臣の旧姓使用の対象拡大、2019年1月、看護師免許証の旧姓併記、同年11月、住民票マイナンバーカードの旧姓併記、同年12月、運転免許証の旧姓併記、2020年3月、介護福祉士登録証の旧姓併記、同年4月、保育士証の旧姓併記、パスポートの旧姓併記の要件緩和を行ってきました。

しかし、男女共同参画を推進する上で、これらは根本的な解決にはならないと考えます。旧姓の通称使用に伴う負担は本人のみならず、企業や社会に及んでいます。女性の96%が結

婚に伴って姓を変更しているとの厚生労働省の調査結果もあります。現行制度では、改姓を望まないカップルまで同姓を押しつけられ、結果女性が改姓を強いられることも否めません。そのため、改姓を望まないことから結婚を諦めたり、法的に保障の少ない事実婚を選択している人もいます。

2015年に続いて本年6月、夫婦同姓を強制する民法と戸籍法の規定は憲法に違反しないと最高裁判所大法廷が合憲の判断を下しました。一方、最高裁判所は、選択的夫婦別姓などの姓に関する在り方は、国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならないとしています。国会は、この司法の投げかけを真摯に受け止め、議論を加速させていく必要があります。

よって、委員各位には、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書を国に提出していただきたいとの請願につきまして採択していただくようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（渡辺仁美君） 請願に賛成の立場で申し上げます。

同じ名字を使うことを強いるというのは、やはり個人の尊厳を損なうものであります。個人の尊厳のためにも、それから男女の差をなくすという点で、本質的な差をなくすという点で、やはりこの請願について可児市議会として採択し、法制化への道筋を求めるべきと考えます。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに討論のある方。

○委員（伊藤 壽君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

可児市におきましても、2001年から可児市男女共同参画プランを策定して、全ての市民が性別に関わりなく、その個性と能力を十分発揮できる可児市、これを目指して取り組んできました。こうしたことから、こうした社会を実現していくためにも、選択的夫婦別姓の法制化に向けた積極的な議論を進めていただきたいということで賛成といたします。

○委員（酒井正司君） 短めに言います。

多文化共生を目指す都市として当然あるべき方向は、これを取り上げるべきだと思います。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに御意見、副委員長だけですが、これだけお聞きしたのでよろしいですか、ほかには。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより、請願第3号 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める請願についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

請願第3号を採択する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成ということでございます。採決の結果、請願第3号については採択すべきものと

して決定をいたしました。

ここでちょっと御相談なんです、これから意見書を、採択したのでつくらなきゃいけないんですが、この後、まだちょっと協議事項がたくさんありますので、これを協議事項の最後のところへ持って行って意見書の作成をしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは意見書の作成、検討につきましては、協議事項の最後のところでやらせていただきたいと思っておりますので、これから議事進行をまた進めさせていただきます。

続きまして、陳情第3号 粘土瓦採用と耐震・耐風改修工事に関する陳情書についてを議題といたします。

この陳情の取扱いについて御意見をお伺いしたいと思っておりますが、どのように取り扱ったらいいですか。

○委員（川上文浩君） 私が提出したというか、一緒になって提出させていただいて、可児市、御嵩町では、この瓦葺組合の会員は1社しかなくて、そういったところから相談を受けて、陳情というふうに出させていただいた。内容はここに書いてあるとおりでして、市長宛てと議長宛て、御嵩町も町長宛てと議長宛てに出していますが、これは内容を見ても皆さんが分かるように、いろんな要望ですとか、補助金に係る部分なんかも、助成金に係る部分なんかもありまして、議会とすると聞きおきというところで止めていただいてもいい陳情内容であるというふうに思っておりますので、あとは市長に提出した、同様の陳情に対して行政側がどう対応していくかというところを見守っていくということによろしいんじゃないでしょうか。

○委員長（中村 悟君） ただいま聞きおきとさせていただいたらという御意見でしたが、ほかに御意見のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、陳情第3号につきましては聞きおきとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

以上で本委員会に付託をされた案件の審査は、後から意見書をつくることは別にしまして、終了いたします。

お諮りをいたします。本日審査をいたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任をいただきたいと思いますと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは議事の都合により、10時20分まで休憩といたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時19分

○委員長（中村 悟君） それでは、会議を再開いたします。

協議題の3番、出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

本日は、参考人として公益財団法人可児市体育連盟事務局長 杉山徳明さん、公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長 遠藤文彦さんに御出席をいただいております。

それでは、まず公益財団法人可児市体育連盟の経営状況説明をお願いいたします。説明は簡単に行っていただきますようよろしく願いをいたします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） 改めまして、よろしく申し上げます。

資料番号17、公益財団法人可児市体育連盟の事業報告及び決算報告書に沿いまして説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

1ページをお願いします。昨年度の実施事業の報告です。

2ページに新型コロナウイルスの感染拡大のため中止とした事業などを表しています。また、下段は指定管理者として実施した事業でございます。

3ページ、4ページでは主な事業での内容を説明しています。御覧いただければ十分見ていただけるボリュームですので、委員長のお話もありましたので、説明は割愛させていただきますけれども、非常に前年度は新型コロナウイルス感染症の関係でほぼ事業が中止ということで、なかなか思うように事業が展開できなかったなというふうに思っておりますけれども、本来スポーツを通じて住みごころ一番・可児の一助となるような形で財団は日々運営を進めておるところでございますので、今後もスポーツの推進に注力していきたいと考えてございます。

続きまして、令和2年度の決算について御説明させていただきます。

6ページをお願いします。

貸借対照表でございます。資産の部、それから負債の部、正味財産の部ということで3部門に分かれてございます。

まず、資産の部でかいつまんで御説明をさせていただきますと、2の固定資産、(1)基本財産の420万6,994円の減額は減価償却によるものでございます。また、正味財産の部、2の一般正味財産の536万6,350円の増額は、可児市からの補助金を内部留保させていただいたことによるものでございます。この内部留保につきましては、また後ほども御説明させていただきますけれども、来年、令和4年にハーフマラソンを計画して、昨年度来実施に向けて準備をしまいりましたけれども、なかなか協議が、特に警察との協議がうまく進んでいませんでしたので、今年度改めて早期に進めるということで内部留保させていただいておるものでございます。

正味財産の合計は、下から2番目ですけれども2億2,369万9,780円で、約115万円の増となっています。正味財産の内訳は、9ページの財産目録のほうで表示をさせていただきましたので、また御覧ください。

7ページ、8ページが正味財産増減計算書でございます。一般企業ですと損益計算書ということに当たりますけれども、公益法人については正味財産という形で計算書を作成することになっていきますので、正味財産増減計算書というふうに書かせてもらっています。

先ほどの事業報告の中でも御説明いたしました、令和2年度においては新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ほぼ事業を中止したということで、全体で前年度比としては減額となっております。

主なところを御説明しますと、まず経常収益では事業収益のセンター運営事業収益の約39万円の減、これは錬成館の使用料金の減額によるものです。それから、その下の受取負担金は、シティマラソンの参加料や各事業者の皆様の御協力による広告料、協賛金でございますので、昨年度はシティマラソンを実施してございませんので、皆減ということでございます。その下の雑収益は、自販機の売上金の減少によるものでございます。

経常費用のほうでございます。ごめんなさい、7ページ、引き続きです。

事業費においてはシティマラソン中止に伴う報償費、賃借料、諸謝金の皆減や駅伝、あとはウェスタンリーグの中止もございまして負担金の減、そして県民スポーツ大会や地区大会の中止に伴う強化費や遠征費などの助成金が減となっています。委託料の増額につきましては、ハーフマラソンを実施するための事前調査として交通量調査等を実施したものでございます。

8ページをお願いします。

管理費においても減額となっています。その中でも顕著なもの、目立つものとしましては、消耗什器備品費の減でございますが、これは会計ソフトを今まで買取りをしておりましたけれども、会計事務所との情報を共有できるクラウド型というものがございまして、そのソフトをリースする形に導入を変えましたので、数段下の賃借料の入替えとなっているものでございます。

最後に、指定正味財産増減の部の約420万円の減は、建物の償却費の額でございます。

最後に11ページでございます。

重ねての話になりますけれども、8の補助金等の内訳の可児市からの補助金等につきましては、内部留保させていただいたものを表現させてもらうように整理しましたので、当期末残高として536万6,350円が残高としてあるという形でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは、質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

○委員（山田喜弘君） 仮払金2万5,000円、釣り銭というんでしょうか、これはどこに保管されておるんですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） 私ども連盟の事務所に金庫を持っていますので、金庫のほうで保管しています。

○委員（山田喜弘君） わざわざ仮払金としている理由は何かありますか。小口現金とか現金預金に含まれるとか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） ちょっと今資料を持っておりませんので、また改めて説明させていただきます。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（川上文浩君） 後の文化芸術振興財団でも言えることなんですけれども、2年続きのこういったコロナ禍の状況の中で、やはり事業が物すごい縮小されているといった中で、何をテーマとか課題を持って体育連盟としては活動をされているのか。また、どういった、その部分のできない、ほぼ今年のいろんな状況、駅伝にしても中止、シティマラソンはどうなるかまだ分からないところなんですけれども、そんなような状況の中で物すごく事業運営が厳しいというか、成り立っていないというような状況の中で、体育連盟の事務局の職員もいるでしょうし、今後そういったものに対して、2年目なんですから、あえてどういったことを先ほど言ったようにテーマ、それから課題として取り組んでいかれるのかということをお聞きしたいなど。また来年も同じような状況になるかもしれない。3年間指をくわえて見ているのかということもあるので、その辺のところはどうですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） 御指摘のところ、本当に我々もいろんな事業を計画しています。特に県民スポーツ大会が顕著だと思いますけど、今年度については地区大会をやり、県民スポーツ大会がやれるという形で、つい先日まで、8月の二十何日まで準備をし、いろんな形で競技団体の方たち等も含めて情報交換をしながらやれる準備をし、最終的にやれないというところで、職員も、それから競技者の人たちも疲弊感といいますか残念感といいますか、そういうのが非常に多いので、できるだけスポーツができるような環境を整えていこうということはもちろんですけど、何か違う形で体験型ができたり、あるいは今対面ではやれないけれども、例えばウェブで何かをやろうとか、そういう仕組みをつくらなきゃいけないなというふうには思っているところです。

ちょうど今、昨年度から駅伝もなかったですしシティマラソンもできなかったということで、ホームページをまずリニューアルして、もうそろそろリニューアルしたものが発表できるようになっていますけど、そこで今までまだまだ情報発信できていなかったものを、苦労して皆さんもやってもらっておるところ、できるだけネット上で書類をやり取りしたり、あるいは表現ができたり、また施設の運営、あるいは中止の関係も含めて情報交換できるような形を整えてみたり、またLINEアカウントを勉強して施設に対する情報とか、そんなことを皆さんとやり取りできるような形で、特に職員が疲弊感を持たないように、頑張れるようなことを一つでも目的を持たせてというふうに行っているところでございます。

○委員（川上文浩君） 今一言あったけれども、やはりオンラインとリモートで、今家庭内で軽運動をやるというのが物すごく需要が高くて、そういったところで運動不足を解消したりだとか、実際にワクチンをしっかり接種しているんでしょうけれども、プロスポーツなんかは野球にしてもサッカーにしてもやっているというところはあって、じゃあなぜそれが可児市内ではできないのかみたいなのは、やはり今のところ県の指導か要請によって全公共施設は使用中止みたいなことをやっているんですけど、実際、多分サッカーとか野球とかやっていますよね、毎日毎日。テニスだってやっている。そういうことだったらやり方も一つあるんじゃないかなということも研究、調査する。それを有効に可児市から発信していく

ということも可能だと思うんですね、せっかく体育連盟があるんだから。体育連盟が機能していないところだってあるわけですので、そういった意味では時間をどんどんそういうところに使ってもらって、逆に県に提案したりだとか、調査、研究してほかの市町村のところを可児市民に対して情報発信するということは物すごく大事なことだと思うので、日々いろんな準備もあってねりんピックもなくなってしまって、いろいろなことはあるとは思いますが、ぜひそういったところで活躍してもらって、もうじき2年になるので、その間、中止でした、残念でしたではさすがに体育連盟とすると、その存在価値というのが問われかねないというふうに僕は思うので、ぜひ文化スポーツ課と連携を取ってもらって、しっかりとやっていただくとありがたいなというふうに思います。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） ありがとうございます。

私どももそのつもりで今一生懸命情報共有して、何かないか何かないとやっていますので、またもしもお知恵があるようでしたら教えていただいで進めたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○委員（川上文浩君） 結果を出さないかんでね。やっています、努力していますじゃなくて、結果こうなりましたと、2年たってこういうことができました、野球はルールを変えて開催することができましたとか、そういう方向でちょっと考えてもらえると、全部公共施設は使用禁止というのはある意味理解はできるんだけど、野外スポーツという部分も含めて感染リスクを少なくしたやり方というのはないわけではないと思う。僕は絶対にあると思うから、ぜひ結果を出していただきたい。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（酒井正司君） 正味財産増減計算書なんですけど、経常費用が840万円減っているんですね。市の補助金が340万円ぐらい増えて、当期末残高が530万円もあるという数字なんですよ。この説明は求めませんが、今、川上委員おっしゃったように利益追求団体じゃないので効率よく使ってもらえばいいんですが、ただ市の財政というのは逼迫しているんで、その辺もしっかりと考慮して、大ざっぱに取りあえず取りましようじゃなくて、きっちりと計算に基づいた運営をしていただきたいと思います。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（山田喜弘君） 数字的に今言ったように準備して、準備で終わってしまったみたいな金額は把握しておるんですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） ちょっと数字的な話で、準備をしたからこれだけかかりましたということについては整理できていないと言えは整理できていないです。といいますのは、何に準備をどれだけ使ったというふうに細分化できていないものですから、この手法では、です。お見せする数字ではないと思いますけど、事務的に準備しているところが多くて、費用を使っている部分は非常に少ないので、先ほど酒井委員も言われたように金額的に多く残っているということだと思います。

○委員長（中村 悟君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

すみません、ちょっとだけ確認で申し訳ないですが、それこそ2年間新型コロナウイルス感染症で動きが止まっちゃっておるんですが、それぞれの競技団体に新型コロナウイルス感染症の対策についてどの程度指導が徹底しておるのかとか、ちゃんと守ってもらっておるのかとか、それに対する取組というのはちょっと見えない。どの程度のことをやってみえるのかなど。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） お答えできる回答になっているかどうか分かりませんが、それぞれの競技団体においてマニュアル、ガイドラインが作成されています。今、私ども体育連盟の貸館の部分でいけば、マスクをしてくださいとか消毒してくださいとか、あるいは帰りにアルコールを用意してアルコールで拭いて帰ってくださいとかということについては貸館の部分では当然やっているところですがけれども、競技団体においてのそれぞれルールというのは競技団体が中心でやることなので、我々が全部員に指導できるだけの知見はございません。

ただし、一方で競技団体はきちんとした対策をやっているというふうに認識をしています。どちらかというところ、野球とかソフトボールとかというところでお話をすると、先ほど川上委員もおっしゃって見えた野球のルールの改正まではいってないですけれども、例えば高校野球ですと甲子園に出てくると本塁を挟んで相対して挨拶をしているような儀式があると思うんですけど、野球の場合やソフトボールの場合は塁線上に並んで、扇状に並んで密接を避けるとか、そういうような工夫をしてみえますし、球審もマスクをしてみえるケースもありますし、塁審もマスクをしてみえるケースもありますので、熱中症の関係もありますので、いろんな種目によって差はあるとは思いますが、徹底してやってくれているというふうに認識はしております。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

ほかに御質問ある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようでございますので質疑を終了いたします。ありがとうございます。

続きまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） おはようございます。

日頃はセンターの運営に御理解、御支援をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、資料ナンバーの18の経営状況説明書に沿って御説明をさせていただきます。

まず1ページ目ですが、令和2年度の事業報告でございます。

前文にもありますように、令和2年度はオープン以来初めての大規模改修工事を行いました。全面休館し、館内の空調設備や特定天井の改修、それから経年劣化の機器の部品の取替えなど、大規模な改修工事となりました。令和2年の3月16日から9月末日までは休館をし、10月より一部開館、令和3年の1月からは全面開館をさせていただきました。偶然にもこの

工事期間が新型コロナウイルス感染症の感染症の拡大期間と重なったということで、その休館を利用できたというのは幸いではございました。

こうした状況で、令和2年度の事業は開館期間が非常に短い中、感染症対策を十分に行い、観客席も50%とするなど、慎重に事業を進めてきました。私どもの事業は大まかに3つの事業となっておりますが、そこにありますように1つは1番の鑑賞体験促進事業、2番目にはまち元気・市民交流促進事業、そして3つ目には貸館事業でございます。

1つ目の鑑賞体験促進事業では、良質な舞台作品を市民の方に提供するという事業を進めておりまして、演劇、クラシック、それから音楽、落語などをやっております。具体的な事業詳細に関しましては、3ページから6ページにも載せておりますので、併せて御覧いただけたらと思います。

音楽については、2月に新日本フィルハーモニー交響楽団によるアーラ・リニューアル記念コンサート、3月には東日本大震災復興支援のための祈りのコンサートを実施しました。演劇につきましては文学座の昭和虞美人草の公演、それから落語はかに寄席の初席、2月には風間杜夫の落語独演会を開催しました。生の公演を待ちわびておられたお客さんがそれぞれの舞台公演を堪能されていきました。

続きまして、2番目のまち元気・市民交流促進事業です。こちらは参加することで市民がつながりをつくって、生き生きとした毎日を送ってもらおうということで、7つの事業と、それからワークショップを実施しております。詳細は4ページから6ページを御覧いただきたいと思います。また、新型コロナウイルス感染症に伴い中止となりました事業は6ページに掲載をしております。

それから、3つ目の貸館事業・施設管理につきましてはですが、10月から再オープンしましたが、新型コロナウイルス感染症に伴う度々の緊急事態宣言等の発令に伴い、受付の中止や開館時間、観客数の制限などを受けました。また、貸館においても細心の注意を促し、ルールの中で安全に利用いただけるようにしました。また、2ページのそのほかにもありますように、文化庁や日本芸術文化振興会の支援を受けつつ、全国の公立文化施設のモデルケースとなれるよう各種事業を推進させていただきました。

以上、事業報告として大まかな事業分類に従って御説明をさせていただきました。

続きまして、7ページをお願いいたします。

ここからは処務の概要となります。

7ページは、財団の役員と職員に関する報告です。

8ページは、役員会に関しまして、理事会、評議員会は各3回実施しております。

めくっていただきまして、9ページから10ページにかけては契約に関する事項、1件30万円以上の契約業務について上げさせていただいております。

それから、11ページからが財務諸表関係となります。公益法人会計基準に基づいて行っておりますので、国や地方の自治体の会計よりも企業会計に近いものとなっております。

11ページが貸借対照表でございますが、年度末における法人の財政状況を表したものです。

御覧いただきまして、アラビア数字の1番、資産の部、2番の負債の部、3番が正味財産の部となっております。資産の合計から負債の合計を引きますと正味財産の合計となっております。下から2行目ですが、正味財産の合計は1億5,629万7,111円で、前年度比で899万円の増ということになっております。

この表をちょっと詳しく見ていただくため、21ページになりますけど、財産目録で御説明をさせていただきたいと思っております。

3段目、普通預金は6,514万5,715円は運転資金となります。その下の未収金は1,865万円ですが、これは日本芸術文化振興会の補助金でございます。それから、3月31日現在では収入されていませんが、こちらのほう、未収金の1,800万円は年度明けに収入をしております。補助金のほかにチケットのクレジットカード払いやインターネットでの購入代金、こういったものが未収金となっております。

次に固定資産のほうでございますが、基本財産、これは可児市からの出捐金で、財団ができるときの寄附行為に当たるものですが、有価証券と預金合わせて1億円というような形でございます。

それから、特定資産、これは使い道が特定されているもので退職給付の引当資産でございます。あとは固定資産で言うと、車両運搬具として所有している車の減価償却費等が見てあります。

続きまして、負債として流動負債がありますが、未払い金、それから前受金、預り金とございます。前受金は令和3年度の貸館、それから施設の利用料、チケットの売上分を前受けておるものです。それから、これらにつきましてはまた4月1日に令和2年度分の収益に振替をさせていただいております。

その下の固定負債というところでございますが、退職金の引当金が計上してあります。そういうことで、一番下、正味財産が1億5,629万円ということでございます。貸借対照表に関しましては、財産目録を使った形で御説明をさせていただきました。

続きまして、12ページですね。こちらのほう、正味財産増減計算書を説明したいと思っております。

こちらは1年間の財団の事業活動の収支を表したものです。12ページ、アラビア数字の1の一般正味財産増減の部の1. 経常増減の部は、財団の本来の通常活動によって発生します収益及び費用の増減を表しております。経常収益と経常費用から構成されております。令和2年度はそもそも大規模改修工事で予算規模が小さくなっている上に、10月の再開後はコロナ禍にありまして、軒並み収入が減となっておりますので御理解のほうをお願いいたします。

(1)の経常収益のうち事業収益の合計は3億1,383万2,456円でございます。内訳として、主なものは入場料収益459万円、これは実施事業の入場料で、前年度比3,297万円ほどの減となっております。その4行下の貸館による収入は、利用料金収益が449万円で、前年度比で2,830万円ほどの減額となっております。公演事業収益は自主制作の演劇作品をほかの会館に販売していたものなんですけど、令和2年度は制作をしておりますので997万円の減でござ

ざいます。

その下の指定管理受託収益、これは可児市からの指定管理料で、2億9,600万円を頂いておりますが、前年度比で1億4,000万円の減額でございます。

その下の文化振興事業受託収益が796万円ほどでございますが、4,793万円ほどの減額となっております。

事業収益の下の受取補助金等は953万円で、日本芸術文化振興会からの補助金でございますが、コロナ禍での事業の中止等の減額がありまして、昨年度より2,400万円の減額となっております。そのほか受取補助金としましては、20ページの5の補助金等の内訳の詳細がありますけど、受取寄附金に関しましては59万円となっております。これは私のあしながおじさんプロジェクトに寄せられた浄財や祈りのコンサートの寄附金でございます。

以上、経常収益の合計としましては、3億2,584万2,585円ありました。前年度比で2億9,389万円の減額となっております。

次に、経常費用のほうでございますが、こちらでも大規模改修工事で予算規模が小さくなっていますし、コロナ禍で事業が中止になったものも多く、減額となっております。大きく事業費と管理費とに分けて支出しております。

職員の業務に対する従事割合で、この2つに分けております。

事業費につきましては合計2億8,172万円で、内訳の主なものとしては、給料手当が1億1,661万円ほど、福利厚生費が2,212万円、下から6行目になりますが、光熱水費がゼロとなっております。これは今回工事に伴い契約書を市のほうで契約していただいたということで、ゼロとなっております。賃貸料はサーバーの賃貸料が主になりますが、事業の中止で宿泊に伴う賃貸料も減額となりまして、昨年度比で174万円の減額でございます。諸謝金も405万円で、528万円の減額でございます。13ページ、3行目、委託費でございますが、9,013万円で、1億7,159万円ほどの減額となっております。

また、管理費でございますが、主なものとしては、すぐ下にあります給料手当が1,607万円ほど、下から3行目にあります委託費は884万円で、昨年度比1,101万円の減額ございました。管理費合計が3,206万円となり、2,337万円の減額でございます。

都合、当期経常費用の合計は3億1,685万2,415円ということで、その下にありますように増減額としましては899万170円が当期の経常増減額となります。

ここまでの経常増減の部でありまして、その下が2の経常外の増減の部ということですが、こちらは収益とも同額でありまして、経常外の増減額はゼロですので、当期の一般正味財産増減額としましては899万170円ということでございます。

この金額に令和2年度の4,730万6,941万円を加えました正味財産の期末残高は、13ページの下にありますが、5,629万7,111円でございます。この数字は、先ほど11ページの貸借対照表の数字と一致しております。

それから、15ページから18ページに関しては、縦横の向きが変わりますが、正味財産増減計算書の内訳表となります。会計ごとに分けたものでございます。

それから、19ページには財務諸表に関する注記が書いてございます。

それから、21ページは財産目録、22ページは5月14日に監査を受けておりますので、ここで併せて報告を申し上げたいと思います。

以上、令和2年度の経営状況を御説明させていただきました。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

質疑のある方ございませんか。

○委員（川上文浩君） 新型コロナウイルス感染症ということなんでしょうけれども、民間企業ならこれは潰れるわねみたいな状況ですね、明らかにね。それは言っても仕方ないと言われるんだけど、文化施設なんでも。それにしてもやはり経常収益の減少分、今年もこういう状況になるんですか。それも含めてお聞きしたいんだけど、これは工事もあってこういうことになっているというのは分かるんですけども、この減少分についてどのように財団では考えてみえるか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） こちらに関しては、可児市のほうから指定管理を受けておるわけですけど、自然災害と同じように感染症等による業務の変更、中止、延期に関しては、不可抗力として最終的に中止、あるいは延期したときの損益等も含めて最終的に協議をさせていただくというような形で精算をしていきたいなと思っております。

○委員（川上文浩君） それは分かる。今年も同じような状況が続いている中で、じゃあこういった部分についてやはりこれじゃあまずいと、全てに関して、収益部分もまずいだろうし、文化部分について市民のランドマークだと言われて、どっちかというと過保護的にやってきたというのは否めないと思います、はっきり言ってね。そういった部分に関して、じゃあこの2年の遅れやそういったものを今後どう挽回していくというような、そういったビジョンはありますか、財団に。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） まずは昨年度からもこういう状況が続いておりますけど、自分たちでできることを考えようということで、とにかく人に接することができないわけですね。そんな中で何ができるんだということで、先ほど言いましたようにリモートを使ってワークショップをやったり、あるいは今でいう多文化共生のプロジェクト、こういったものもリモートでZoomというソフトを使っているいろんな外国人の方と、それから参加者がみんな集まって、その中で打合せをしたり、できることをやって、最終的に昨年度は全然できませんでしたので、イラストレーションとかそういう形でホームページのほうで配信をさせていただいたんですけど、非常にいい出来になっていますので、手前みそでございますけど一度見ていただけるといいかなと思います。こういうような形で地道にやらせていただいております。お金にはなかなかなくてこないんですけど、こういう気持ちを伝えていきたいというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） 自画自賛という言葉、僕見ていないんで申し訳ないんだけど、ゆでガ

エルという言葉があって、館長がエッセイで7月に出しているよね。ゆでガエルの意味は分かっていると思うんですけども、文化創造センター アーラ自体がゆでガエルにならないようにしてもらって、危機感を持って、民間企業は今大変危機感を持っていろんな知恵を絞ってやっていますよ。次から次へと。飲食店業者もそうだし、いろんな必死になってやっているところで、文化創造センター アーラって必死さがあるのかなというのはすごく疑問に思っている。

それはなぜかという、館長が代わって、5月1日から新しい箆橋館長になったんだけど、7月に出した館長の就任挨拶を読んでいても伝わってこないんですね、衛館長と比べるとね。やはり館長というのは物すごく財団や文化創造センター アーラの中で影響力があるところなので、これから出されると思うんですけども、今は5月に就任されているので今年度事業についてはなかなかという、これも去年の事業なんだけれども、そういった意味では来年度からはしっかりと館長なりのものが、伝わってくるようなものがちゃんと出されるのかというのがすごく疑問だと思いますし、僕は文化創造センター アーラの衛館長のエッセイはずっと楽しみにして読んでいたんだけど、やはり比較しちゃ駄目だと思うけど、大丈夫かなと、はっきり言わせてもらってね。なぜかという、これだけのお金を使っていて、今までどれだけ投資しているかと、19年間でね。物すごい投資なんですよ、文化施設として、財団として。特定指名でずうっといくわけでしょう、これからも。となってきた場合に本当に今のままで大丈夫なのかというのが、やはり僕の今の立場から見ても、これは相当将来的には苦しいんじゃないかなというふうに思っていて、なぜかというコロナ禍の状況の中で努力が見えてこないし伝わってこないんですよ。仕方ないというので、それで理事会、評議員会もちゃんちゃんなのかなというのが、僕は議論を見ていないんであれだけでも、しっかりこれから見ていこうと思うんだけど、もう少しそういった意味では情報発信をしっかりとやっていかないと、逆に館長が代わって落ちているんじゃないのというのでは、これはお話にならないですね、ホームページ見ても。そこのところは財団としてもやはりしっかりと管理運営していきながら、新型コロナウイルス感染症で大変なのはみんな一緒に、財団とか文化創造センター アーラだけじゃなくて体育連盟もそうだし、どこでも一緒なんですよ、大変なのは。民間企業だってそうなんだから。やはりこれだけのお金を消費する組織と施設なんだから、もう少し親身になってやっていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに僕はつくづく思います。なぜかという無駄は削減して行って、道路一つ直す何百万のお金を捻出するのに大変な時期にどれだけここは金を使っているんだという話になりかねない。ですから、今後情報発信をどう考えているのか、財団として。今のホームページの在り方も見てもそうですけども、その辺ちょっと教えてください。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） ありがとうございます。

まず、館長に関しては今年度から代わらせていただきました。御存じのように教育長をされていたということで、行政出身でありますので、今までの館長とはちょっと違った形の文章になっておるかと思います。それはやっぱり今まで生きてきた流れが違うということと、

いろんな面で配慮するところが違うということだと思っております。決して違いがあるということではなくて、今の館長もポリシーを受け継いで、今、社会包摂というような形でどんな人も巻き込んでいきたいというふうに思っておりますので、これからどんどん出てくると思います。

今、私どもも先ほど言いましたように日本芸術文化振興会の支援を受けております。こちらでは全国で16の劇場の一つに選ばれているわけで、それが来年度切替えの時期になります。今現在、今度の新年度これからの5年のプランに関して一生懸命考えておりますけど、まずは今回行政から来た館長を中心に、今まで頑張ってきた日本のトップランナーとして走ってきた部分もありますけど、そのポリシーを引き継いで、今度は市民にもっと分かりやすい形で市民を巻き込んでやっていきたいということで計画を立てておりますので、またそれは御報告させていただきますけど、今やっておる最中でございますのでよろしくお願ひしたいなと思っております。

○委員（川上文浩君） その辺しっかりやってもらいたいのと、やはりこれだけのお金を扱っていて、先ほど言いましたように事業収益が2億6,000万円落ちているという中で、経常経費の見直しというのは一丁目一番地で、削減できるものはどんどん削減して行って、その削減をして市民福祉は下がるのかといたら、僕はそんな下がるとは思えない。だから、僕もしっかりこのところ見ていきますけれども、やはりもらえるもんだからゆでガエルになっているんじゃないかなあみたいな感覚、金銭的にね。今までずっとこの正味財産計算書、ずっと貸借対照表とか見させてもらっていても、そういった部分を感じるような内容になっているということも否定はできない部分があるので、そのところはシビアにしっかりとやっていながら、せつかく館長が代わったのであれば、新しい館長の思いというのはどんどん発信していかないと、アドバイザーで衛さんが後ろにいるわけだけれども、いつまで甘えておいでになるんですかということですよ、もう館長を退任されたんで。その辺のところはしっかりやっていただきたい。事業も、こういった経常経費とかいろんな部分に関してもやっていただかないと、地域が要望を出してもなかなか要望が通らないような状況の中で、片方では湯水のようにというのは語弊があるかもしれないけど、多額の金額を消費させていくと、毎年毎年と。何十億という改修費用がかかるという施設ですので、シビアにシビアをかけてやっていただきたいと思っております。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（酒井正司君） 私も同じような懸念を抱いておりましたので、先日、館長と直接時間をいただいてお会いしてきました。ほぼ状況は共有できたと思うんですが、まず設立当時と今と可児市の状況は全然違うと。だから、今の市の身の丈に合った運営に方向転換が必要ではないかということで、総花的なことは絶対今後無理だよということ、それから指定管理料も今までの金額ありきじゃなしに、例えば県の指定管理料、施設の施設管理料なんかもしっかりと参考にされて、経営的な視点でしっかり取り組んでほしいとお願いをしてきました。

このアニュアルレポートですが、一つだけちょっと申し上げたいのは、40ページの下の方

で、フレンドシップ会員の集計表が出ているんですが、対前年で60歳以下全て減っているんですよ。それ以上の年齢の方は全て増えている。これは一つどう捉えたらいいのか分かりませんが、これはちょっと考えないと年寄りだけの施設なのかよと。教育にも、あるいは多文化共生にもしっかりと取り組むと言いながら、結果としてこういう数字が出ているということは、一つ方向性を決める意味で重く受け止めて、今後に生かしていただきたいなと思います。以上です。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） ありがとうございます。会員数の減少、休館があったということもあると思いますけど、また私どもも努力をしていきたいと思います。

それから、事業については今多分新しい館長とお話があったかもしれませんが、若い人、とにかくこれからの人に注力していきたいということを館長も申しておりますので、どうしても高齢の方に今までは比重がありましたけど、それではなくて若い人に向けたワークショップとか、これからのコミュニティーをつくる場合において役に立つようなワークショップとか、そういったものを構築していきたいというふうに思っておりますので、御期待いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○委員（山田喜弘君） この12ページ、13ページで、給料手当については給料のほうは減らしていますけど、臨時雇賃金はほとんど変わらないという、まず給料が減っている理由と臨時雇賃金が変わらない理由というのは教えてもらえますか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 臨時雇いの方は2名いらっしゃいますけど、2名とも来ていただいていますのでほとんど変わらない状況なんですけど、給料手当が減った分というのは職員が年度当初に1人と、それから年度途中で2人辞めましたもんですから、こういうコロナ禍にあって自分の将来をということで考えられたと思いますけど、そういうこともありまして減っております。以上でございます。

○委員（山田喜弘君） 純粹に両方で2,700万円だけど、3人で辞めた分がほぼ減額の理由ですか。そのほかはないですか。時間外手当が減ったとか、そういうことはないということですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 当然時間外手当も極端に減っておりますので、その分も加味してあります。すみません、よろしくをお願いします。

○委員長（中村 悟君） ほかはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それではないようですので、これで質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

それでは、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時11分

○委員長（中村 悟君） それでは、議事を再開いたします。

続きまして、議題の4. 報告事項に移らせていただきます。

報告事項、まず第1、可児市運動公園（坂戸）再整備についてを議題といたします。

御説明よろしく申し上げます。

○文化スポーツ課長（杉下隆紀君） よろしく申し上げます。

せんだっての予算決算委員会の席でも今年度の予算の使い道について変えさせていただきたいということで御説明をさせていただいたところでございますが、昨年12月議会で当時の文化スポーツ部長から坂戸のグラウンドを人工芝化する上で、国の補助金を活用していくという答弁をさせていただいておるところでございます。その後の流れにつきまして、改めて建設市民委員会で御説明をさせていただいて、御理解、御協力をいただきたいということで本日御報告をさせていただきます。

12月議会の後、今年、令和3年4月に岐阜県を通じまして有利な国の補助金でございます社会資本整備総合交付金の活用ができるということが分かってまいりまして、以後その交付金の申請の準備を始めてまいりました。この補助金につきましては、補助率が施設整備費については2分の1補助、さらに用地費についても3分の1の補助がつくというもので、市債を起こしまして充当率が補助裏の90%ということで、大変有利な補助金に分かってまいりました。今年6月に国のほうから県を通じてこの補助金の要件について確認がございまして、要件が足りないということが分かってまいりました。何の要件が足りないかということについては、事業に係る基本設計、それから公園施設長寿命化という計画が不足しておることです。

公園施設長寿命化計画というものについては、市でももともと個別施設計画を立てておるところでございますけれども、それよりももっと詳細で細かい計画になっておりまして、管理の方法であるとか対策の予定の時期であるとか、内容を最も安いコストで実施できるように整理をしたような計画です。どんなものが対象になるかということ、もちろん建物もそうですけれども、ナイターの照明灯であるとか駐車場にある車止めであるとかグラウンド等にある手洗い場など、そういう事細かな素材ごとに評価が必要なものということを要求されてまいりましたので、6月時点ではそういったものは用意をしてございませんでしたので、残念ながら今年度の補助金の申請は断念せざるを得なくなってしまいました。

ただ、引き続き補助金獲得の準備を進めていきたいということで、今年の7月にちょうどまん延防止等重点措置期間が空いた期間でしたので、名古屋にあります国土交通省中部地方整備局の事務所まで出かけていきまして担当係長と担当者の方お二人に、可児市で考えておるグラウンドを人工芝にする計画について、どういう形で進めていくとより補助金の採択をしやすいかということのレクチャーを受けてまいりました。その中で、もちろん不足の要件は満たす必要があるということでしたけれども、それ以外にも予算執行の平準化を国も望んでおること、おおむね5年間かけて完了するような計画を立ててくださるとありがたいことを聞いてまいりました。そこまでのところが現在進んでいる状況でございま

して、冒頭申し上げたように予算決算委員会にて状況の御報告をさせていただいておるところでございます。

今後のスケジュールですけれども、当初は今年度予算をつけていただいております実施設計を行って、来年度工事を着手するという予定でございましたけれども、1年ずれまして、今年度は基本設計と公園施設長寿命化計画を立て、来年度補助金の申請と交付決定を受けた上で実施設計に入って、工事着手は令和5年度になろうかという予定でございます。令和5年度以降の内容につきましては、基本設計によるところが大きいものですから、今現在では何とも御説明はちょっとできかねますが、でき得れば国のいう5か年の計画ということですので、令和8年度には工事を完了して皆様にお使いいただけるようなふうになればいいなというふうに考えておるところでございます。

御説明は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは、質疑に移ります。

質疑のある方ございませんか。

○委員（山田喜弘君） これ変更後で基本設計が要ることなので、どのくらいの設計料が要るのでしょうか。費用として。

○文化スポーツ課長（杉下隆紀君） 今、私ども事務職職員しかおりませんので、技術職職員から業者に見積りを今取っております。基本設計についてはおおむね2,450万円ほど、長寿命化計画については970万円ほどの見積りが出ておるところで、これから仕様を決めてから、入札して契約に入ることとさせていただきます。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（川上文浩君） この社会資本整備総合交付金というのは、今年度出てきた補助金なの。従前からある補助金なんですか。

○文化スポーツ課長（杉下隆紀君） 従前からあるものでございまして、例えば今都市整備課が整備しております土田の渡の多目的公園であるとか、いろんなところでこの補助金は活用ができております。

○委員（川上文浩君） ということは、昨年度の予算を組み立てている段階の中では気がつかなかった、分からなかったということですか。

○文化スポーツ課長（杉下隆紀君） 当時はまだ分からなかったということだというふうに承知しております。

○委員（川上文浩君） あったけど分からなかった、気づかなかったということは、やはりそれを見つけたというのがいいのか、去年のそれが悪いのか、これは何とも言いづらいところだけど、そういうことによって従前からあるそういった交付金に気づかずに来て、ここまで工事完了が遅れるというのは業務の怠慢じゃないですか。

○文化スポーツ課長（杉下隆紀君） 昨年度においても、いろんな補助金は調べておりましたので、どれが有利かという検討はしておったかと思っておりますけれども、今回出てきた補助金でいくというところまでは検討に至っていなかったということかと思っております。

○委員（川上文浩君） やはり補助金を探すのって行政の重要な仕事ですよ。県とか国とかいろんな補助金を引っ張ってくるというのは。ここはこれで実際に令和8年度まで工事完了が遅れるということは、待ち望んでいる市民、要望も多分たくさん出ていて、芝生化しよう。市長の公約も一部引っかかっているんだよね、サッカー場の。となってくると、それは全く怠慢としか言いようがなく、私は立場上予算決算委員会に入っていないので言えませんが、ここで言わせてもらおうと、あり得ないですよ。あり得ない。もともとあるこういういった有利な補助金を見逃すということは、それを今分かったからいいんだけど、気づかなかつたらそのまま、補助金なしで市単独の事業としてやっていくかという話になりかねないので、そここのところは気がつきませんでした、申し訳ありません、気がついたから褒めてくださいというふうにはならないので、予算を組んでみえるんでね。議会で審議して通しているわけですよ、これ。やっていくということですね。それで実際工事完了が令和8年度まで遅れますといったときに、サッカー協会からも要望ももらっているし、使いたい人もいっぱいいるだろうしといったことをいうと、これは申し訳ないという謝罪問題というか、これは申し訳なかったですねと市長が謝らないかんような状況になりかねないともいうぐらいのことなので、今後ないようにしろというのは当たり前なことなんだけど、ちょっと僕はたまっていたので、傍聴席で。鬱憤を晴らしているわけじゃないけど、やはりこれはいかん。これはやっぱりいかんと思いますよ。そういったメニューに気づかなかつたというわけにはいかないし、従前に多目的広場で使っているというのがまたショックというか、なぜというのがあるので、そういう意味では何とも言い難いですね。市民福祉にはやはり相当迷惑をかけているなと思います。

○文化スポーツ部長（三好誠司君） このたびの対応は大変申し訳ありませんでした。

今回、途中で設計に入る前に指摘を受けて、そこまで至らなかったという、そこがよかったかなとはある意味思っておるところでございますけれども、いかんせんちょっとその辺の詰めのほうが昨年度来できていなかったということがありまして、課長のほうも今年度代わってまいりまして、新たな視点ということもあったというのものもあるかと思ひますし、またもう一つ、土田の多目的広場につきましては、こちらの長寿命化計画については、実はその時点では必要なかつたということで、途中から令和26年度以降のものについて必要になるということで、ちょっと見落としがあつたというふうには聞いております。今後はこういったことのないように、ここで一つリスタートという形にはなりましたけれども、できるだけ国の補助金のほうが5年間がマストということですので、一番有利な方法で市費のほうの負担が少なくなるように考慮しながら進めていきたいと思ひますので、御理解のほどよろしく願ひします。

○委員（川上文浩君） 今の部長と課長にそれほど強く言っても仕方がないことなのであれなんだけど、ただもう少し考えてほしかつたのは、その時点でも前任者にも願ひしたいんだけど、なぜ横のネットワークをもっと使って情報収集しないのかということなんで、庁内にはいっぱいいるじゃないですか、職員が。これだけの職員の数がいて、横のネットワークを

使ってみんなでちょっと補助金を探しましょうといったら多分見つかったと思いますよ、こんなもの。課長1人とか係長1人で一生懸命補助金を探していて見つからなかったというのが、僕は想像して言っているだけです。やっているかもしれないけど、これごめんなさいね、やっていたら。だけど、そこは大事だと思います。やっぱりそこは補助金を見つけてやりたいということは議会に説明されているので、去年の時点で。前の杉山部長がおっしゃっているのも、だったらその時点でしっかり横串を刺して、みんな情報共有して必死になって探せば出たはずですよ。だから、そういうことにならないようにこれからも、文化スポーツ部だけじゃないんだけど、そこはしっかりとお願いしたいなというふうに思います。結果がやっぱりいい結果にならないじゃないですか、こういうふうだね。お願いします。

○文化スポーツ部長（三好誠司君） ありがとうございます。

今、委員御指摘のように今年度に入りまして、総合政策課を中心としてこの再整備についてプロジェクトチームを組みまして作業を進めているところでございます。今後は財政的なことも当然入ってまいりますので、そちらを含めた庁内全体での推進ということで進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員（酒井正司君） 全く同じことなんですけど、私監査委員をやったときに国の補助メニューとか運用の有利な方法を全て洗い出せということを常に口を酸っぱくして言ったんですが、こういう補助メニューなんかの洗い出しというのは各セクションであるんですか、工事ごとに。

○文化スポーツ部長（三好誠司君） 基本的には事業の大小はありますので、当然我々のところだと技術職職員がいないものですから、実際事業を行っていただく、設計を行ってもらうようなところと当然話を密にしながら、そちらのほうがこういったことはよく存じていますので進めていくことになるかと思えます。

今回に関しては、今年度からになりますけれども、もっと広く庁内でということでプロジェクトチームを組んで進めているということになります。過去の小さなものについてはちょっと今把握していないので分かりませんが、基本的に事業課であれば事業課で従前もやっているものであれば進んでいけるかなというふうには考えています。

○委員（山田喜弘君） たまたま建設市民委員会、ここに現監査委員と元監査委員が自分も含めて3人もいますけど、それはそれとしてまず具体的に要件が本当に分からなかったというのが6月でいいのかという話と、それから令和8年度までかかるという話ですけども、これだけ市民の方に待っていただかなきゃいけないということの周知と、ただ、今補助金がもらえる施設整備が2分の1、用地が3分の1、市債の充当率が90%ということで、金額的には最終的に1個になるのかははっきり分かりませんが、金額が分かるなら早々に議会にも説明していただきたいと思えますけれども、これだけお金が市単独でやるよりはコストを下げれば整備できますとかとあって、だから令和8年まで待ってくださいということが説明できないと、議会としてはやっぱり承服し難いところがあるので、その説明というのはどういうふうになっていくのか。今の時点でどう考えているのか、教えてもらえま

すか。

○文化スポーツ課長（杉下隆紀君） まず、6月に分かったかどうかというお話ですけれども、お手元の資料4のとおりで、4月から県を通じて、この申請の準備というのは実際には要望書という幾つかフォームが決まっておるものを埋めていって、あとは見取図みたいなもの、イラストみたいなものをつけて、県を通じて国とやり取りをしていくんですけれども、岐阜県側もこういった補助金の担当課を通してやっておったんですけれども、県のほうもどうも見落としがあったようで、6月の時点で、国からこの2つの要件にチェックが入ってないんですが何で入ってないんですかということの問合せがあったので、そんなの要るんですかと、県から聞いてないけどという話になりました。

あと、お金のお話でございますけれども、全体の金額については基本設計を通さないことには幾らになるか分かりませんが、3月の予算決算委員会的时候に前任の課長が予算規模が約9億円というようにお話を多分させていただいておるかと思っておりますけれども、その金額が多分この基本設計を経ることによって増えたり減ったりするというふうに思います。以上です。

○委員（山田喜弘君） 増えたり減ったり、要するに基本設計と長寿命化計画を今の見積り段階でいうと三千四、五百万円は出ていく。それから、もらえるものはもらうので、その分の差引きということじゃないんですか。どうなんですか。それは基本設計が終わらないと出てこないというのはそうかもしれんですけれども、9億円からどのくらいプラマイ出るというのはいつ頃分かるんですか。

○文化スポーツ課長（杉下隆紀君） いつ頃というのは、この基本設計をまだ発注すらしていないので、いわゆる納期がいつになるか、私現在ちょっとお答えしようがないんですけれども、来年度、実施設計に入ろうと思えば年度内を目指していくのは当然のことかとは思いますが、いつということにはちょっとお答えが今ではできかねます。

○委員（山田喜弘君） 例えば令和4年の当初予算の頃には分かるということですか。

○文化スポーツ課長（杉下隆紀君） 当然契約を結べば納期が決まるので、その時点にはお答えできるかと思えます。

○委員（山田喜弘君） あと分かった時点で関係者とか市民の方にはどうするつもりかというのは、いつ頃どういうふうに検討しますか。周知というのは、議会で認めたとしての話ですけど。

○文化スポーツ課長（杉下隆紀君） 基本設計が出来上がった段階で、全体の工事の内容であるとか、工事の Spann が決まっていますので、それが分かった時点ではまずは議会に御説明をして、市民の方にも公表していく必要があるかなというふうには考えております。

○委員（山田喜弘君） もう一つだけ、せっかく建設部長もおりますけれども、以前は議会としては基本設計をやって実施設計をやって工事をしなさいよみたいなことを申し上げてきたと思っておりますけれども、今は、ほぼ、経費がもたないんで実施設計からする工事みたいなことをしていますけれども、今後もそういう予定ですか、建設関係とか。

○建設部長（安藤重則君） 内容によっては当然基本設計を踏んだ段階で、道路とか河川がございませうけど、公園、大体こういう整備内容の方針を固めるということが大変重要な事業であれば基本設計を行って、詳細設計という、順序を踏むわけですけど、場合によっては基本設計を飛ばして詳細設計でということもあり得る。状況次第です。

先ほどの補助メニューのお話ですが、基本的にはそれぞれ所管する道路、公園、河川とかございませうので、それぞれ所管する部署で社会資本整備総合交付金、何が一番メニューがあるのかと。一つの事業を取ってもかなりメニュー、目的と整備内容によっていろんなメニューがありますので、それは担当部署できちっと何が一番ベストなのかというのは判断してやっております。

今回建設部のほうにもいろいろ相談はあって、我々も一緒に補助メニューを検討した中で、基本的にまだ去年の段階でどの程度のしっかりした何をやっていきたいのかというものを、県のほうから指摘を受けて、しっかり方針を決めてからという御意見がありまして、そういったことで一応基本設計、基本計画が必要であるということで今回そういう手順を踏んでやったわけです。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかはございませうか。

〔挙手する者なし〕

ちょっとだけ、1つだけ。大変簡単なことで。これ一応希望として5年事業計画が望ましいなんですが、短縮してあり得ますか、この期間が。

○文化スポーツ課長（杉下隆紀君） 短縮することは可能か可能じゃないかということですが、可能ですが、そうすると5年に分けて頂ける補助金が、例えば1年短縮すると4年になってしまうので、その分が減ってしまうという御説明でございませう。

○委員長（中村 悟君） ほかに質問のある方ございませうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了をさせていただきます。

それでは続きまして、報告事項2番、可児市都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

○都市整備課長（日比野 聡君） 報告事項(2)の可児市都市公園条例の一部を改正する条例について御報告させていただきます。

資料のほうはございませうが、改正の内容はさきの建設市民委員会の席でも触れさせていただいておりますが、今年度完成予定の土田渡の多目的広場のグラウンドを体育施設として、同条例第1条の2に規定する有料公園施設に追加するものでございませう。次回12月議会に改正案のほうを上程させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

都市整備課からは以上となります。

○委員長（中村 悟君） それでは質疑をお伺ひしますが、質疑のある方ございませうか。

○委員（酒井正司君） 有料にするという変更の根拠は何ですか。

○都市整備課長（日比野 聡君） 根拠は、今回体育施設として皆様に御利用いただくということで、今の都市公園条例の中に第1条の2に有料公園施設というものがございます、その中には可児市運動公園のグラウンドとかKYBスタジアム、弓道場等、あと塩河公園グラウンド、あと鳴子近隣公園テニスコートがございます。そういったものの中に、当然体育施設として御利用いただくということで、通常の維持管理等につきましても費用等が発生することになります。そういったことで体育施設として利用するということで有料公園施設として位置づけてまいりたいというふうに考えております。

○委員（酒井正司君） 方向性としてはいいと思うんですが、当初の計画ではそういう方向性がなかったですね。

○都市整備課長（日比野 聡君） 私もそういうふうな形で聞いております。

ただ、事業を進めていく中で地元のほうから、今のサッカーやら野球やらスポーツとしてある程度使っていきたいというような要望もございまして、当然場所が木曾川に隣接する場所になります。ボールが川のほうに飛んでいかないようにネット等を設置したりとか、そういった体育施設を想定した施設に、地元の要望を加味した上でそういった体育施設の方向になってきたわけがございます。

○委員長（中村 悟君） ほかに質問のある方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようでございますので、この件に関しては終了させていただきます。

続きまして、報告事項の3. 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

○文化スポーツ課長（杉下隆紀君） ただいま(2)でございました可児市運動公園条例の一部を改正する条例の中の土田渡多目的広場の中にごございますグラウンド部分につきまして、他の体育施設と同様に、例えばインターネットで予約ができるとか、そういったことが可能になるように、予約が取りやすいように、また他の体育施設と一体的に管理運営ができるように可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例によりまして、新たに体育施設として位置づける条例改正をお願いするものでございます。以上です。

○委員長（中村 悟君） この件に関しまして、質疑のある方はございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、質疑を終了します。この件に関しましては終了いたします。

続きまして、報告事項の4. 可児都市計画可児駅東土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

○都市整備課長（日比野 聡君） 報告事項(4)の可児都市計画可児駅東土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について御報告させていただきます。

お手元の資料5をお願いいたします。

改正の内容は、同条例第24条第2項で規定します清算金を分割徴収・交付する場合に付する利率を見直すものです。

現在、条例では清算金が10万円以上である場合、分割徴収・交付できるとしており、その利率を年6%としています。この6%の利率は、商法で規定しております商事法定利率に基づくものです。

ただ一方、昨今、法定利率が市中の金利を大きく上回る状況が続いていることなどから、民法、商法が改正されました。これに伴いまして、土地区画整理法施行令が改正されました。これを受け、同条例の見直しを行って、権利者の方の負担軽減を図って、そして円滑な徴収事務及び最終的には事業の早期完成を目指すものでございます。次回、12月議会のほうにも上程させていただきますのでよろしくお願いいたしたいと思っております。

都市整備課からは以上となります。

○委員長（中村 悟君） この件に関しまして、質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようでありますので、この件につきましては質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項の第5．大森奥山地内（櫛ヶ丘）開発事業についてを議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

○建築指導課長（須田和博君） 報告事項の5．大森奥山地内（櫛ヶ丘）開発事業について御報告いたします。

資料6を御覧ください。

現在、大森奥山地内においては、資料にありますように6件の大きな開発が行われております。委員の皆様も御存じのように、先日の長雨時には開発地から市道27号線に土砂が流出する事態もあったことから、各事業の現在の状況について報告するものです。

ちなみに大森奥山以外での山林における大規模な太陽光発電事業が兼山地区において2件、そのうちの1件の事業者は久々利地区においても1件計画しておりまして、これらの案件につきましては現在まちづくり協議を行っているところでございます。

それでは、資料の1枚目の事業概要と2枚目の位置図を見ながら御説明いたします。

まず、①ですが、新田の交差点から県道を南に行ったところに、櫛ヶ丘からは少し離れておりますが、株式会社八洲という事業者が土砂採取後に残土を受け入れしまして、最終的に資材置場を造る事業を行っております。開発面積は約5.1ヘクタールで、工期のほうが平成30年1月から令和6年1月までとなっております。仮設の沈砂・調整池は既に設置済みで、現在は土砂採取後にリニアからの残土を埋め立てているところでございます。

次に、②ですが、新田交差点そば、櫛ヶ丘の中で最も西側になります。株式会社シークエンスという事業者が125区画の住宅分譲地の造成を行っております。開発面積が約8.4ヘクタール、工期は平成30年12月から令和3年12月までとなっておりますが、開発区域を第1期と第2期の2区域に分けておりまして、第1期工事につきましては令和元年10月に完了しておりまして、分譲も進んでおり、順次建築が行われているところでございます。そして、第2期工事はまだ着工されておりませんので、この分でいくと工期内での完成が見込めないということから、都市計画法の開発許可及び林地開発許可の工期の変更届が必要になるものと考

えております。また、雨水対策としての仮設沈砂池などについて、今年の降雨、長雨等による土砂の流出は確認されておりませんが、既に沈砂池に土砂が多少堆積しておいて、今後の台風シーズンを迎えるに当たりまして、土砂の清掃を指示しておるところでございます。

次に③ですが、②の東隣になります。朝日ガスエコソリューション株式会社という事業者が太陽光発電事業を行っております。開発面積は約4.8ヘクタール、工事は令和2年3月に完了しておりまして、現在は発電運転をしているところでございます。

次に④ですが、③から少し間を置いた東側になります。株式会社愛岐建設という事業者が③と同じく太陽光発電事業を行っております。開発面積は約4ヘクタール、工期は令和3年4月から令和4年3月までとなっております、4月に伐採を行い、5月に仮設沈砂池を設置後、開発区域内の造成を開始しておりましたが、皆さん御存じのとおり8月の降雨などで土砂の流出が幾度も発生しております。災害状況につきましては、後ほど御説明いたします。

次に⑤ですが、④のまた東隣になります。株式会社横山工業という事業者が残土受入れにより、資材置場とする事業を行っております。開発面積は約4.3ヘクタール、工期は令和3年4月から令和5年12月までとなっております、4月から伐採、8月から進入路工事が始まっておりまして、9月以降に造成工事を予定しておるところでございます。

最後に⑥ですが、⑤の北側になります。庭萬株式会社という事業者が土砂採取を行い、資材置場とする事業を行っております。開発面積は約10.2ヘクタール、工期は令和3年6月から令和6年5月末となっております、今のところ年明けの1月から伐採を始める予定となっております。

続きまして、先ほど④の株式会社愛岐建設の施工現場が原因で発生しました災害について報告いたします。先日の一般質問におきまして、建設部長からも回答させていただいておりますが、改めて報告させていただきます。

今年度の4月から現場着工しておりますが、1回目が5月19日、2回目が7月14日、3回目が8月1日、4回目が8月13日の4回ほど確認しております。全てにおきまして降雨による土砂が流出したものが原因でございますが、1回目から3回目につきましては歩道への流出で収まった小規模な土砂流出であったことから、その都度現場で口頭注意して、対策指導しておりました。しかし、4回目につきましては、車道まで大量の土砂等が流出するなど被害が大きかったことから、市と林地開発許可の権限を持っております岐阜県の双方から事業者に対して、その原因と対策について報告書を提出するように指示しておりました。

土砂流出の原因は、先ほど言いましたように、いずれも開発区域内の排水路の整備不足によるものであったという報告を受けたことから嚴重注意を行いまして、災害防止対策を確実に実施するように指導しております。先日、6日の日には県と一緒に事業者立会いの下、対策状況の現地確認を行ったところでございます。

今後につきましても、開発事業が計画どおり施工されているか確認をしていくとともに、引き続き市及び県によるパトロール及び指導を行ってまいりたいと思っております。

報告は以上です。

○委員長（中村 悟君） それでは、報告事項の5につきまして質疑のある方ございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようでございますので、報告事項5につきましては終了といたします。
それでは、これで午前中終わりたいと思います。暫時休憩といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時53分

○委員長（中村 悟君） それでは再開します。

あと協議事項が残りました。それと、あと最後に請願に対する意見書の取りまとめが残っておりますが、時間になりましたので午後1時から再開にしたいと、それまで休憩ということにいたします。お願いします。

休憩 午前11時53分

再開 午後0時57分

○委員長（中村 悟君） すみません、ちょっと早いですが、午後からの会議を再開したいと思います。

午後からは委員会スキームと議会報告会についてということと、あと請願に対する意見書の取扱いというか作成ということになるとと思いますが、それでは協議事項の委員会活動年間スキームに入ります。

お手元に行っておるとは思いますが、今年度の建設市民委員会の活動スキームということで一応出させていただいております。去年出したのと同じ形式で出させていただいておりますが、基本的なところ、方針とか課題については、当然のことながら方針については、付託案件については本日もそうでしたけれども、十分意見交換、委員会での討議ができるようにということと、委員会所管事務の課題、議案等には出てこなくても関係するいろんな事案が出てきておりますので、そういった団体等との懇談を深めながら、各委員の個々の見識を深めていきたいということでございます。課題については、自分で前期、引継ぎ事項として出させていただいております。そのまま並べて書いてはありますけれども、今日これが終わってからの分科会等でも議案に出ると思いますが、予算決算委員会でも地区センターに関する地域課題解決に関することですか、説明がありました大森奥山地内の開発事業についてのこと、あるいは太陽光の開発の新規の物件もある。それと、これが去年企画だけして積み残しになっていました外国籍市民の方との関係者との懇談会というものがそのまま残してありまして、これはぜひすぐに実行していきたいなというふうに思っております。内容としては、今話しましたけれども、懇談会ですとか勉強会ですとか現地視察、あるいはやれるかどうか分かりませんが、ほかの都道府県へ行っての視察ということも深めていかなければいけないなというふうに思っております。また、今、特に建設関係は刻々といろんな事案が出てきま

して、やっぱりその都度進捗状況とか説明をいただかないと大変だろうなということで、そういうことも積極的に進めていって話し合いをしていきたいなというふうに思っております。

具体的にスケジュールとしては、9月から12月にかけては、添付書類として実は可児市の建設業連合会のほうから委員会とのそういう話し合いの場をつくっていただきたいというような依頼をいただいております。時期としては10月の、これには25日というふうにありますけれども、実際には新型コロナウイルス感染症の関係もありますし、直接お会いして実際の日程を詰めていきたいなと思っておりますが、いずれにしても10月ぐらいをめどにせっかくといえますし、また管轄する関係団体の大きな団体でありますので、建設業連合会との懇談会を進めていきたいというふうに思っております。スケジュールのところには1月から3月というところに入れてありますが、これも新型コロナウイルス感染症の関係やら関係団体との調整を含めながらですが、もう一つ、後からお話ししますが、議会報告会との関連もありまして、去年ぎりぎりのところまで準備しておりました多国籍市民の方との関係団体との懇談会というのを、広聴部会のほうからも今年度中にはということもありましたし、ちょっと様子を見ながらとにかく3月までには進めていきたいというふうに思っております。多国籍市民の方については、前期ぎりぎりのところまで準備をしていて新型コロナウイルス感染症で中止せざるを得なかったということで、多分準備はタイミングに合わせて進めていけると思っておりますので、進めていきたいなというふうに思っております。あとは時期、順番を分けながらという大変ですが、あと残りの期間、4月から6月にかけては予算決算委員会の分科会でも話題にありますけれども、地区センターの地域拠点化事業に関して、地区センター長とか何かそういう関係の方と一度お話をお伺いしたり、話し合いができる場をつくれたらいいなというふうに思っております。いずれにしても、とにかく新型コロナウイルス感染症の感染の拡大状況によってどうなるか分かりませんが、何とかやれる方法も考えながら、この1年進めていきたいなというふうに思っております。よろしくお祈りいたします。

ということで、何か御質問なり御要望があったら。

○委員（川上文浩君） 課題等については、前期からでも積み残した分をやっていくということで、これプラス様々な大規模土砂災害に対する備えとか、総務企画委員会の中で災害というものが今年度の部分で出てこなかったのがちょっと僕不思議だなというふうに思ったんですけど、それはそれとして我々として土砂災害等には注視していかなくちゃいけないので、それは入れなくちゃいけないでしょうし、先ほども言った御嵩町に土砂の仮置き場ができるということも念頭に入れていくということと、1点は後にも関わるんですけど、議会報告会が1月、3月に予定されているんだけど、これまたこの時期新型コロナウイルス感染症の影響が物すごい疑われるんですよ。今のところ、今の流れでいくとそれほど減ってきてはいないけど、徐々に感染者数が落ち着きつつある現状です。確実に、じゃあこれをいい時期にやろうと思うとやっぱり10月、11月なんですよ。やはり計画されるのであれば、国際交流協会との懇談会は10月、11月のところで計画されて、最悪オンラインではできるんです

けれども、そうではない時期に積み残した分なので開催したほうがいいんじゃないかなというふうには思います。1月、3月はちょっとさすがに危ないんじゃないかなというふうがあるので、これチャレンジでいくと3回目になるんですよ、実は。前も1回やろうとしてみななかうまくできなかった部分があって、準備して。澤野委員長のとくにできなくて、去年できなくて、今度3回目のチャレンジなので、10月、11月に僕は企画してやったほうがいいと思う。確実にやったほうがいい。

建設業連合会の懇談会というのは、いつでもできると言ったら失礼なんですけれども、この時期にやってもいいし、どちらかという準備にそんなにかからないです、はっきり言わせてもらって。僕何回もやってきましたので準備はかからないので、変に要望なんかになったらまずいので、そういうふうにならないことを祈りますけれども、これはどんな形でもできるんで、この時期に設定してもいいですし、例えば事務局の負担云々も考えても、10、11月に国際交流協会との今の懇談を入れても、多分問題はないんじゃないかなと個人的には思うので、あとは事務局との相談ですけど、相手先とね。できれば10月、11月に持ってきてもらえたら現実性がより上がるんじゃないかなというふうには思います。1月から3月はちょっとどうかなと。また、1月から3月になると予算が始まりますから、2月の半ばから準備に入って、2月の頭ぐらいから予算の体制に入ってくるので、1月しかないんですよ。すると、非常に、ちょっとどうかなというところも、広聴部会のほうで、高校生議会がどうなるか分かりませんが。10月、11月に組んで、2つになりますけど、できたら10月、11月でやっていただけたらいいかなというふうには思いますね。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

建設業連合会との懇談会、言い方は変ですけど、そういうふうには思っていて、外国籍市民との懇談会の方について、これ今日終わったらすぐ交渉を始めますけど、できたら今おっしゃるように今年中にタイミングを見て、すぐ動ける体制づくりをしたいなと思っています。そういうことで御了解いただけるとありがたいなと思っています。

ほかに何か御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

○委員（伊藤 壽君） 課題というところに、現場の視察とかいろいろありますが、そういった現地を見て状況を把握するというのはいつ頃検討されますか。

○委員長（中村 悟君） それも申し訳ないです、言うのを忘れました。それこそ今の大森奥山地内の件については、建設業連合会に話をしにすぐ行くつもりですけども、その中で、言っちゃっていいのかな、株式会社横山工業のところへお伺いしようと思っていますので、そのときに同時に現場視察等も、取りあえず頼んでこようと思っています。

あと、今言われました、ほかの今日いろいろ出たところについてはまた随時お伺いを立てながら行こうかなと思っていますけど。

○委員（伊藤 壽君） 皆さんに把握しておいてもらいたいのは、むしろ太陽光発電をやっている株式会社愛岐建設とか、今宅地造成がそのまま中断しておる株式会社シークエンス、そこには今ちょっと危険というか、皆さんに把握しておいてもらったほうがいいんじゃないか

なというふうに思うんで、まだ株式会社横山工業の事業は始まったばかりなのでまだいいと思います。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。それじゃあそういうふうに入れて交渉に行きます。

○委員（川上文浩君） 僕も同じで、伊藤委員とその部分に関して、僕もこの委員会にいますので、何度も何度も樺ヶ丘の開発には足を運んでいるんですけど、やっぱり現状を僕も見に行くと危ないと思うのは住宅開発が途中で終わっていて、もうそこに人は住んでいるんですよ。一部に開発されて人は買って住まれているけど、一部はそのままです。前の工事のまま残っているということと、やはり太陽光施設も心配で、今やっている工事現場は、先ほど報告があったように4回も、多分めちゃくちゃ大きくはない土砂の流出だと思うけど、やはり通学路である歩道が通行できなくなるぐらいの流出を8月13日にしていますから、そこを集中的に見て、株式会社横山工業のところを見に行っても今の現状意味があるかないかというのは、どうして行くのかという理由づけが要るので、そういった問題があるようなところというのは我々議会が動くことによって県も動いてくれましたし、許認可は最初は土砂の採取だったんですね。まずは石を取るみたいなどころから始まっているんですよ。そこも見に行っていますし、当然そこに残っているのは大森地区のお墓が残っちゃっているという部分もありましたし、そこでも地元もすごく心配されているという部分もあるし、あそこは今どちらかというと完全な乱開発状況なんですよ、乱開発になっている。ですから、地元業者にやられている、庭萬さんも特に前からやられているので、やられているのは割とまだ安心できる部分もあるんですけども、もともと例のエムアセット株式会社からの流れでいく高山信用金庫の関わってくるお金の流れとかいろんなものでぐちゃぐちゃになった部分は今こうなっているんですけども、やっぱりいま一度おさらいの面を兼ねてチェックしていく必要があるだろうとは思いますが、担当課に聞いてみると、前ほどじゃないですけども、今の開発している業者さんも結構なやんちゃぶりですということなので、前ほどではないと言っていた。前ほどというのはほどことは言いませんが、第1回目にあった開発業者ですね。何度も我々見に行っていますけれども、そこよりはまだまだということはおっしゃっていた。

ただ、それともう一点、我々は市民部も担当しているんで、大森湿地の状況というのは気になるところであるので、その辺のところは目で見るのかどうかというのは、見たほうがいいんじゃないかなと。一度だけ見に行っている、大森湿地もね。大森湿地の状況というのもやはり確認する必要があるのかなというふうには思っていて、複数日設定してもいいと思いますが、行くことによって物すごく業者には牽制になるんで、今ちょっと通学路が危ないですよ。あれだけのダンプカーと石ころと、また秋の長雨でとなってくると、非常に自転車一つ通るのも危ない状況になってきちゃうので、雨が降ると。そこはちょっと注視したほうがいいのかというふうに思います。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

これには書きませんでした、そういうことをお聞きしましたので、行けるようにちょっと動いてみようかなと思います。ありがとうございました。

ほかには何か御意見。

○委員（酒井正司君） 今のあれだけ、危険箇所というのはピンポイントで分かると思うんですが、今朝の話で所有者が分散して、ディベロッパーが窓口になると思うんですが、権利関係がどう移譲したとか、そうすると責任問題が分散したりするんで、事前に担当課と十分調査をお願いしたいと思います。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。あの一带については、できる限り行けるような段取りをしたいと思いますのでお願いします。

ほかには何かよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは後があり申し訳ないですが、年間スキームについてはこれで終わらせていただきます。

続きまして、第2番に議会報告会についてということですが、これ広聴部会長見えるんで申し訳ないです、私の解釈ミスがあるといけないのですが、これは今言ったような委員会である程度そういう関係団体との懇談会なんかを、去年と同じ流れで、それを議会報告会としてやるという形でよかったんですよ。

○委員（川上文浩君） 今、事務局とも相談をされていて、議長ともまだこれから相談しようと思うんですが、議会報告会となるとどうしてもイメージされるのが議会が報告して、それで意見交換をしたりやり取りしていくという部分ですけれども、議会基本条例に示されているのは議会報告会と地域課題懇談会というふうになっているんで、議会報告会の中身というものをもう少し意見交換会も含めた議会報告会というふうに定義をしていくほうがいだろうということで、当然報告もあり相談もあり、それから意見交換もあり、そういうやり取りもあるということです、そういったことは全て議会報告会というふうに今後は取り扱っていくような方向で一応解釈をしていくべきだろうと思っています。

ただ、今年度に関してはできる限り、それは委員会によってもっと課題の大きいのが出てきた場合は別ですけれども、前期で積み残している3常任委員会がどうしても新型コロナウイルス感染症の影響でできなかったところをもう一度しっかりとアプローチしてやっていただきたい。それは先送りしてもまた意味がないことですので、現状新型コロナウイルス感染症も含めた中で外国籍の方々の生活とか感染状況を見ても、やはりここへ来て8月20日ぐらいまでは10%以下で収まっていたのが一気にここでまた外国籍の方に広がっているということで、4割5割という状況になってきていますので、なぜ8月20日ぐらいまでは10%以下だったのかも、これは全く分からないんですね。ただ、ここへ来てコミュニティーが小さいものですから一気に広がってくるようになってくると、そういった意味で生活の中のいろんな部分があって、そういうところもやはりいろんなものに影響してきますので、国際交流の在り方とか今後の部分とか新型コロナウイルス感染症も含めた中で大きい意味で外国籍の

方々、また国際交流協会との連携も含めて、ぜひこれはこの課題としてやっていただきたいというふうに思います。それは広聴部会としてです。もしほかに大きな課題があれば、そちらにシフトしても仕方がないなというふうに思います。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

ということで、ほとんど委員が替わっていないので勝手な言い方をしますが、去年やり残したことを、その流れの中で外国籍市民の方というか、その関係団体との懇談会というのを議会報告会に乗せた形で進めるということによろしいでしょうか。

それともう一つ、それについて今言われたように議会報告会だからこれだけは、この間ちよつと試してみえたこれだけは報告というか、やるというのが出てくるんですかね、懇談会のときに。

○委員（川上文浩君） 内容についても、こちらからの報告云々というのは、あえて常任委員会が主催する場合は設けなくていいだろうと。

これはもう一点、決算についてやる場合については、議会からの報告というのは発生してくると思いますけれども、この常任委員会がやる内容についても計画案がありましたよね。開催要項があったんで、それにのっとって開催すればいいんじゃないかなというふうに思います。修正するところがあれば修正していただければ。

○委員長（中村 悟君） 分かりました。

ということで、外国籍市民の関係団体との懇談会ということは議会報告会も兼ねてという形で進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。それもこの秋口でできたらいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、ほかに議会報告会についてはよろしいですか。お聞きしておきたいようなことはないですね。

それでは、協議事項の(2)についてはこれで終わらせていただきます。

先ほど請願のところ、こちらへ回させていただきました請願で意見書を送るということで採択をさせていただきましたが、その意見書に対するどのように取り扱うかなということでございますが、なかなか新たに意見書を自分たちでつくってというのも大変かなということと、請願の中身が議論を進めてくれという意味での意見書を出してくれということですので、また御意見あればお伺ひしますが、私としては一緒に出していただいております意見書案というものをおおむね生かしていただけてつくらせていただけたらいいかなというふうに思っていますが、御意見があれば出していただきたいと思います。

○委員（川上文浩君） 意見書全体の流れはともかくとして、やはりこの意見書については最後のところに書いてあるように、よって国におかれては選択的夫婦別姓制度の法制化に向けて積極的に議論を行うよう強く要望しますと。ここの文言を残した形で微調整は正・副委員長と事務局にお任せして、中の部分については若干の訂正があるなら後ほどまた委員会のメンバーには報告していただければというふうに思いますが、最後の部分のここだけは残した形で作っていただければ、これと同等でもいいですし、若干訂正を加えられてもいいんじ

やないかなという、それはお任せするしかない。今やるべき内容のところ、ここだけしっかり残しておいていただければいいんじゃないかなと私は思います。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

ほかに意見書について御意見のある方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、今、川上委員が言っていただきましたように、案については正・副委員長と事務局とで相談させていただいてつくらせていただきます。それでよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

これここで作っちゃう、後でいいのかな。正式に読み上げたりしたほうがいい。

○委員（伊藤 壽君） 改姓を望まないと考える人や現行の民法では改姓をしなければならぬことから結婚を諦めてしまう人がいるためと、ここって根拠は分かりますかね。

○委員長（中村 悟君） 証拠を何かと言われると、なかなか……。

○委員（川上文浩君） 僕も先ほど10種類ほどのアンケートに目を通したというのは、簡単なアンケートだったので簡単に見られたんですけれども、全てのアンケートにこれはそういうことがあるという事情として書かれています。書かれているんだけど、どれぐらいあるかは書いていないので、本当に少数かもしれないので、これは全く分からないというところで、大体どこでもこういうことは書かれているという、そういうアンケートのあれを見るとそういうことをしたことありましたよとか、そういうところは書かれていることは書かれている。ただ、それが本当にエビデンスがしっかりあるのかどうかというのは、さすがにちょっと僕も分からない。

○委員長（中村 悟君） 若干女性の方にいろいろ聞いても、数は分かりませんが、あるようですね、こういうことも。なので、こういう曖昧なところを抜きながらつくるかということですけど、パターンとしては間違いなくあるような気はしますね、形としては。

これは今つくって、ここで読み上げてというほうじゃなくても、後からできたものを皆さんに回すという形でもいいですか。

〔発言する者あり〕

後日でもいいですか。

〔「いいです」の声あり〕

いいですか。それじゃあ、じっくりつくらせてもらって、一度……。

○委員（川上文浩君） 後日でもいいので、この後もまた予算決算委員会分科会がありますのであれなんで、まずこれは内容を本会議前の議会運営委員会に間に合うように調整していただいて、委員会がオーケーすれば大丈夫なんで、その間に委員会を開くこともできますので、一度ちょっと調整してもらえれば、前日の議会運営委員会に間に合うように準備していただければ。

○委員長（中村 悟君） そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「いいです」の声あり〕

いいですか。委員の方よろしいですか。ちょっと時間をいただけるとありがたいです。
すみません、それじゃあそういうことで進めさせていただきます。よろしくお願ひします。
すみません、ありがとうございました。いろいろな問題があつて、御協力いただきまして
終わりました。ありがとうございます。これからは予算決算委員会の分科会がありますので、
またちょっと大変ですが、ちょっと休憩を取ります。休憩とさせていただきます。

休憩 午後1時23分

再開 午後2時58分

○委員長（中村 悟君） 建設市民委員会を再開させていただきます。

先ほどの請願に対する意見書の案ができましたので、読み上げさせていただきます。

ちょっと繰り返しますが、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書
(案)。

2017年の内閣府の世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏（姓）
制度の導入に賛成または容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回
ったことが明らかになりました。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定していま
す。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を
喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的
な保障のない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の
増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等
の問題も指摘されています。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するも
のにはならず、根本的な解決策にはなりません。

また、少子高齢化における一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓
を望まないと考える人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてし
まう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を
保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しています。

さらに、2015年12月の最高裁判決に引き続き、2021年6月の最高裁決定においても、夫婦
同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、
判断されるべきであるとされたところですが、依然として国会での議論は進んでいない状況
です。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう
強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日、岐阜県可児市議会というふうにつくりました。

これでそのままですが、よろしいでしょうか。御確認願います。

[「はい」の声あり]

多少のもしあればお許しいただけたんで。それじゃあこれで意見書を出させていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、建設市民委員会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

閉会 午後3時02分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月10日

可児市建設市民委員会委員長